

令和 2 年

笛吹市議会
第 2 回定例会会議録

令和 2 年 6 月 1 2 日 開会

令和 2 年 7 月 1 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第109号

令和2年笛吹市議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月5日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和2年6月12日 午後 1時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

不応招議員（ な し ）

令和 2 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 1 2 日

令和2年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和2年6月12日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 報告第3号 令和元年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第4号 令和元年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第5号 令和元年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第 8 承認第7号 笛吹市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第61号 笛吹市職員定数条例の一部改正について
- 日程第10 議案第62号 笛吹市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第63号 笛吹市税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第64号 笛吹市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第65号 笛吹市学童保育室条例の一部改正について
- 日程第14 議案第66号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第67号 笛吹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第68号 令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第69号 令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第70号 令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第71号 令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第72号 令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第73号 令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について

- 日程第22 議案第74号 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第75号 契約の締結について（笛吹みんなの広場整備工事（債務））
- 日程第24 議案第76号 動産の取得について（御坂スクールバス購入）
- 日程第25 議案第77号 動産の取得について（災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車等購入）
- 日程第26 議案第78号 市道廃止について
- 日程第27 議案第79号 市道認定について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 会議録署名議員

19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	須田徹
総合政策部長	深澤和仁	会計管理者	石原和加子
市民環境部長	雨宮昭夫	保健福祉部長	飯島尚美
福祉事務所長	赤尾好彦	産業観光部長	小宮山和人
建設部長	標博司	公営企業部長	西海好治
教育部長	宇佐美正博	総務課長	雨宮和博
政策課長	水谷和彦	財政課長	返田典雄
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	横山祥子
農業委員会会長	赤岡勝廣		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田中親吾
議会書記	霜村直人
議会書記	横山慶

○議会事務局長（田中親吾君）

（表彰）

それでは開会にあたり、あいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

（あいさつ）

ご着席ください。

○議長（中村正彦君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年笛吹市議会第2回定例会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことをまずもって御礼申し上げます。

新型コロナウイルスについては、緊急事態宣言が解除されてから1カ月余りが経過いたしました。子どもたちの学校生活が再開され、市営施設や温泉も利用可能となり、地域も少しずつ動き出しております。しかしながら収束したわけではありませんので、引き続き市民に寄り添った対策を検討していく必要があると考えます。

また、昨日、関東甲信地方が梅雨入りとなりました。体調を崩しやすい季節ですので十分ご留意いただきたいと思います。

今議会には、市長より報告案件3件、承認案件1件、条例案および予算案等が提案されます。会期中格別のご精励を賜り、慎重にご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告申し上げます。

また、傍聴人は携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。

本日の会議においても議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。

ついては、質問者および答弁者は上着を脱いでも結構であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により
議席第19番 川村恵子君および
議席第20番 中川秀哉君
の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中村正彦君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7月1日までの20日間としたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から7月1日までの20日間と決定いたしました。

○議長（中村正彦君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

報告事項を申し上げます。

本日、古屋始芳君より遅刻届が提出されておりますので、これを受理しましたので報告いたします。

続いて本日までに受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおりであります。教育厚生常任委員会に付託をいたします。

続いて、監査委員から令和2年1月分から令和2年4月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承をお願いいたします。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 報告第3号から日程第27 議案第79号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和2年笛吹市議会第2回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

市では、部長以上で構成する新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染症に関する情報共有と感染症の拡大防止策の協議を行い、市役所を挙げて対策に取り組んでいます。

市内の小中学校については、4月6日から教育活動を再開しましたが、数日の間に県内の感染者数が急増したことを踏まえ、4月10日午後から臨時休校としてきました。

5月14日に山梨県の緊急事態宣言が解除されたことから、5月25日にすべての学校で再開し、現在、家庭における体調管理と登校前の検温、学校における手洗いの徹底、マスクの着用、教室のこまめな換気など、家庭と学校が協力して感染予防対策を講じながら教育活動を行っています。

地域の皆さまによる登下校時の見守りなども行われる中、子どもたちは元気いっぱいに登校し、笑顔が溢れた楽しい学校生活を送っています。

また、社会教育施設、社会体育施設および学校開放施設については、密閉、密集、密接とならないよう、適切な感染予防対策を講じながら、5月下旬から順次開館しています。

一方で、5月14日に山梨県の緊急事態宣言は解除されたものの、これまでの不要不急の外出自粛や事業者への休業要請により個人の収入は減少し、事業者の売上は激減するなど、経済的な影響は非常に大きなものとなっています。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のうち、国民1人につき10万円を支給する特別定額給付金について、本市では、5月15日に市内すべての世帯へ申請書を発送しました。一日でも早く市民の皆さまに給付金をお届けするため、全庁的な協力体制の下、約30人が給付事務に当たっています。

市では、国や県が打ち出した支援策を見極める中で、国や県の支援に単なる上乗せをするのではなく、基礎的自治体としてきめ細やかな支援を行っています。

親の収入減少やアルバイト先の休業等により、学費や生活費の支払いに困窮している大学生などを支援するため、1人につき10万円を支給する大学生等学業継続支援事業では、6月1日から受け付けを開始し、少しでも早く支援が行き届くようスピード感を持って対応しています。

また、在宅生活を余儀なくされている高校生世代の生活を応援するため、高校生世代1人につき1万円を支給する高校生等共になんぼろう応援事業を実施するなど、未来の笛吹市を担う若い世代への支援を行っています。

子育て世帯への経済的支援策として、6月から11月までの6カ月間、市内の小中学校全児童生徒を対象にした給食費の無償化、学童保育利用料の無料化、保育所等の保育利用料や副食費を無償化しています。

ひとり親家庭については、小中学校の休校、保育所への登園自粛、職場での就業制限などにより、収入が減少し、生活に困窮する事態となっていることを踏まえ、児童扶養手当の受給者を対象に、児童1人につき3万円を支給し、負担軽減を図っています。

また、収入の大幅な減少などから、市税や国民健康保険税、介護保険料、上下水道料金等の支払いが困難な方の相談に応じ、徴収猶予や減免措置を行っています。

事業者向けの支援策としては、国の持続化給付金の対象とならない、今年創業した事業者の事業継続を支えるため、笛吹市創業持続化支援事業を創設し、市内で事業を行っている法人に50万円、個人事業者に20万円の給付金を支給しています。

さらに、宿泊事業者を支援するため、「ふえふき宿泊お得キャンペーン」を、全国に先駆けて発表しましたが、その後、県をまたぐ不要不急の移動を避けるなどの感染予防対策が講じられたことから、これまでキャンペーンの実施を控えてきました。6月19日からは、県をまたぐ移動が可能となる見込みですので、改めて多くのお客さまに笛吹市にお越しいただけるようキャンペーンを行っていききたいと考えています。

また、飲食店への支援として、山梨県が実施する「無尽でお助けめざせみんなで100億円

キャンペーン」とタイアップし、県の5%上乘せクーポン券に、さらに市が5%上乘せを行い、申請額に10%分を上乗せしたサービスを利用者が受けられるとともに、飲食店の売り上げアップにつなげるため、飲食店支援クーポン事業を6月1日から実施しています。

市内の飲食店、ホテル、旅館など幅広く利用できるのも、市民の皆さままで応援していただけるようお願いをいたします。

山梨県の緊急事態宣言が解除されてから約1カ月が経過したものの、県内でも新たな感染者が発生している状況であり、第2、第3の感染拡大の波が来る可能性も想定しておかなければなりません。

市では、これまでと同様、市民の健康と命を守ることを最優先に、感染拡大防止を図りながら、停滞している経済活動の回復に向けて、事業者の皆さまのお声を伺いながら必要な施策に取り組んでまいります。

次に、モモせん孔細菌病についてです。

モモせん孔細菌病の春防除については、JAを中心に2月末から資料を配布するとともに、防除に関する講習会を開催し、徹底防除の呼びかけを行ったところ、多くの農家が防除のためのボルドー液を散布し、病斑の見られる枝の除去作業が行われました。

4月に行われた県の調査では、県内の広い範囲でモモせん孔細菌病の病斑が確認されていることから、気を引き締め、生育期および収穫後の秋防除についても万全を期す必要があります。

また、昨年秋からの未防除ほ場への対応については、ほ場の所有者を特定し、防除作業の実施を促す通知を送付するなどした結果、未防除者数は216人から63人へ減少しました。

モモせん孔細菌病に打ち勝つためには、地域全体での一斉防除を数年間継続して実施しなければなりません。引き続き農家の皆さまに徹底した防除を呼び掛けてまいります。

次に、農業委員、農地利用最適化推進委員の候補者の決定についてです。

8月31日任期満了に伴う農業委員、農地利用最適化推進委員については、4月に公募を行い、その後の選定委員会を経て、各19名の候補者を決定したところです。

農業委員の任命については、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を得る必要があるため、今議会最終日に人事案件として追加提案いたします。

次に、石和温泉花火大会の中止についてです。

例年、笛吹市夏まつりのフィナーレとして開催されている石和温泉花火大会については、笛吹市観光物産連盟理事会において、密集や密接を避けることが難しく、地元の皆さまや来場者の安全確保の観点から、中止することと決定しました。

来年は、笛吹川の夏の風物詩をより多くの皆さまに楽しんでいただけるよう努めてまいります。

次に、御坂北保育所の完全民営化についてです。

名称を「みさかきた保育園」に改め、4月から民間保育園としての運営がスタートします。

完全民営化から2カ月が経過しましたが、保護者からは、これまでと同様、質の高い保育が提供されているとの評価を得ていて、順調な運営が行われています。

開館から32年を迎える釈迦堂遺跡博物館については、施設の改修および機能強化を図るための工事が昨年度中に完了し、6月21日から一般のお客さまをお迎えできる運びとなりました。

ユニバーサルデザインを取り入れ、内装や照明類、展示ケースを一新し、より明るくなった

館内には、釈迦堂遺跡博物館が所蔵している国の重要文化財に指定されている縄文土器や石器 268点、土偶1,116点などが展示されています。新しくなった釈迦堂遺跡博物館にぜひ、お立ち寄りをいただきたいと思います。

続きまして、本日、提出いたしました案件につきまして概略をご説明申し上げます。

提出させていただいた案件は、予算繰越計算書に関する報告案件3件、専決処分の承認案件1件、条例案7件、補正予算案7件、その他の議案5件、合わせて23案件です。

はじめに、報告案件です。

一般会計および水道事業会計の繰越計算書に関する報告について、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定により、それぞれ議会に報告を行うものです。

続きまして、承認案件です。

「笛吹市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」は、後期高齢者医療加入者のうち、雇用されている人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、傷病手当金を支給することに伴い、所要の改正を行ったものです。

山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、承認をお願いするものです。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市職員定数条例の一部改正について」は、消防職に属する職員の定数について、国の指針に基づき、地域の実情に即して増員するため、条例の一部改正を行うものです。

次に、「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、農業委員および農地利用最適化推進委員の定数削減等により、担当区域が広がることなど、両委員の負担が増えることに伴い報酬額を改定するため、条例の一部改正を行うものです。

次に、「笛吹市税条例の一部改正について」および「笛吹市都市計画税条例の一部改正について」は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

次に、「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」は、春日居地区における学童待機児童解消のため、新たにかすがい学童保育室を設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、「笛吹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されことに伴い、条例の一部を改正するものです。

続きまして、補正予算案です。

まず、「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ10億1,359万円を追加し、総額を409億2,724万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金1億7,505万円、県支出金5,734万円、ふるさと納税寄附金2億6,600万円および基金繰入金5億402万円をそれぞれ追加するものです。

歳出の主なものは、児童生徒用タブレット整備事業に4億7,422万円の追加を行うものです。これは昨年12月に国が示したGIGAスクール構想について、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、学校の休業が長期化し教育課程に支障が生じることがないように、遠隔教育の実現が急務となっており、国の補正予算第1号により小中学校全学年で1人1台タブレット整備の費用を措置したことに伴い、本市でも端末4,235台分の購入経費を計上したものです。

次に、ふるさと納税事業に1億3,316万円の追加を行うものです。これは、ふるさと納税の返礼品のシャインマスカットなどの人気による寄附額の増額に伴い、返礼品の増加が見込まれるためです。

このほか、税務管理事務に1億244万円、地域密着型サービス事業に3,360万円、未来を拓くやまなし農業応援事業に1,659万円および、ふるさと納税寄附金2億6,600万円をまちづくり基金に積み立てるものです。

続きまして、特別会計の補正予算案は、国民健康保険特別会計をはじめ4会計について総額1,688万円を減額するものです。

続きまして、公営企業会計の補正予算案は、水道事業会計および公共下水道事業会計において、収益勘定、資本勘定の総額1,560万円を減額するものです。

続きまして、その他議案です。

まず、「契約の締結について」は、笛吹みんなの広場整備工事について、5月19日に行われた入札会において、落札候補者が決定し、5月25日に落札者となった共同企業体と仮契約を行いました。

笛吹みんなの広場整備工事の契約締結にあたり、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「動産の取得について」は、御坂スクールバスの購入および災害対応特殊救急自動車および高規格救急自動車等の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものです。

続きまして、「市道の廃止について」および「市道の認定について」は、市道1路線を廃止すること、また、市道1路線を新たに認定することについて、道路法の規定により議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例議会に上程いたしました案件につきまして、提案理由を説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中村正彦君）

市長の説明が終わりました。

○議長（中村正彦君）

これより日程第5 報告第3号から日程第7 報告第5号を一括議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり一般会計および水道事業会計の繰越計算書について、地方自治法施行令および地方公営企業法の規定に基づく報告でありますので、ご了承をお

願いたします。

○議長（中村正彦君）

次に日程第8 承認第7号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより承認第7号について討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

承認第7号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより承認第7号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月13日から6月21日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日6月13日から6月21日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は6月22日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時05分

令和 2 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 2 2 日

令和2年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和2年6月22日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第61号—議案第79号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	須田徹
総合政策部長	深澤和仁	会計管理者	石原和加子
市民環境部長	雨宮昭夫	保健福祉部長	飯島尚美
福祉事務所長	赤尾好彦	産業観光部長	小宮山和人
建設部長	標博司	公営企業部長	西海好治
教育部長	宇佐美正博	総務課長	雨宮和博
政策課長	水谷和彦	財政課長	返田典雄
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	横山祥子
農業委員会会長	赤岡勝廣		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田中親吾
議会書記	霜村直人
議会書記	横山慶

○議長（中村正彦君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においては、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いでも結構です。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第1 「市長提出議案第61号から議案第79号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会は、11名から19問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあととなりますので、ご承知をお願いいたします。

それでは通告に従い、荻野謙一君の質疑および質問を許可いたします。

9番、荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

質問をする前にマスクを外させていただきます。よろしく願いいたします。

おはようございます。笛新会の荻野謙一です。

ただいま議長の許可がありましたので、通告に従って2問の質問をさせていただきます。

その前に今日、1番目の一般質問者に立たせていただき、仲間の議員にお礼を申し上げます。

今、世界中で蔓延している新型コロナウイルス、山梨県におかれましても72人の感染、うち1人の死亡者が確認されています。今、この状況下の中、まだまだ終息が見えない時期に自粛が解

除されました。人の生命に関わる新型コロナウイルス感染予防対策は、今後もしっかりと継続することが重要と考えております。

また、市の基幹産業である観光、農業、そして商工業を守る経済対策も重要な1つだと思います。限られた財政状況の下、踏まえ、山下市長にはリーダーシップを発揮され、緊急対策等をお願いするところであります。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。

2期目の市長選挙への出馬について、山下市長にお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として実施された外出や営業の自粛要請は、市民生活に大きな影響を及ぼしています。

この影響に対して、山下市長におかれましては、2月6日の長崎知事への観光振興に関する要望を皮切りに、第1回定例会における追加補正予算から第2回臨時会における臨時補正予算に至る一連の新型コロナウイルス感染症対策にスピード感とスケール感をもって対処され、「笛吹市長、山下政樹ここにあり。」と存在感を示されました。今後の復興期における地域経済の振興対策も戦略的に着々と準備を整えられております。その成果を大いに期待しているところでもあります。

昨年来のモモせん孔病予防対策については、県の支援策が秋防除の補助に留まったにもかかわらず、いち早く数年間にわたる長期戦になることを覚悟され、秋、春、生育期と切れ目のない防除に3年間の補助を行うこととし、農業者と共に日本一の桃の里を守り抜く戦いを続けておられます。

山下市長の力強いリーダーシップと、市民ファーストの政治感覚に心から敬意を表する次第であります。

平成28年10月、山下市長は50歳の県内最年少首長として笛吹市長に当選されました。若い力を期待されていたことは言うまでもなく、その若さにもかかわらず国会議員秘書や県議会議員4期といった豊かな政治経験を持つ山下市長の誕生に、笛吹市の明るい未来を感じ取った市民も多かったことと思います。

その期待にたがわず就任直後から積み残しの課題解決に積極果敢に取り組み、八千蔵地域要望事業や、旧NTT用地問題などに早期に道筋をつけられました。

平成30年3月、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を本市の将来像とする第2次笛吹市総合計画を策定され、市民が幸せを実感できるまちづくりを転換されています。

行財政改革にも積極的に取り組まれ、町村役場の連合体とも揶揄された市役所組織を人口7万人の市にふさわしい組織に生まれ変わらせようと努められています。いきいきとした表情で仕事に励む職員の姿に、市役所は着実に変わりつつあると感じています。

山下市政の1期目は、「ひとつの笛吹市」、「100年続くまち」基礎づくりであったと思います。そして、その基礎は強固なものになったと思われます。私たちは、これからの笛吹市に大いなる夢を抱けるようになったのではないのでしょうか。

山下市長には、引き続き市政のかじ取りという重責を担っていただき、市民と共に夢と希望に輝く笛吹市を築き上げてほしいと願っています。

来るべき市長選挙には必ずや出馬していただけるものと信じておりますが、ここで改めて市長のご決意をお伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

荻野謙一議員の一般質問にお答えいたします。

平成28年11月、多くの市民の皆さまのご支援を賜り市長に就任してから、間もなく4年が過ぎようとしています。

振り返りますと、無我夢中で走り続けた4年間であったと思います。

重大な決断を行う場面では、責任の重さに押しつぶされそうな感覚を覚えたこともありました。

しかし、議員各位をはじめ市民の皆さまのご理解により、いくつもの課題を乗り越えることができ、感謝の気持ちでいっぱいです。

私は、市政は市民のためにあるべきという基本理念のもと、一貫して「市民ファースト」の市政運営に努めてまいりました。

重大な方針決定に当たっては、市民の皆さまとの対話を重視し、上下水道料金の見直しについては、区長会や地域審議会にて意見交換を重ねるとともに、まちづくり座談会を開催し市民の皆さまのご意見を伺い、見直しを決断しました。

また、笛吹みんなの広場の活用については、市民ワークショップや市民アンケートを通して市民の皆さまのご意見を集約し、その結果の説明会を開催した上で、活用策を決定しました。

今後も、「市民ファースト」を基本とした、この考え方に変わりはありません。

私は、選挙の際に市民の皆さまにお約束した公約を具体化するために、就任後直ちに第2次笛吹市総合計画の策定に取り組みました。

市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を実現し、市民の皆さまが心豊かに優しい気持ちで安心して暮らすことができるように、そして幸せを実感できるように、3つの基本目標のもとに施策、事業を展開しています。

基本目標1「幸せ実感 心豊かに暮らせるまち」では、市内への子育て世代の移住および定住を促進するための補助、待機児童の解消のために学童保育施設の整備、私立保育園等に看護師等を配置する経費の補助、英語に堪能なボランティアによる外国語授業の支援、食物アレルギーに対応した調理室を備えた石和学校給食センターの整備、フレイル予防のための地域ボランティア等による通いの場づくりなどに取り組んでまいりました。

基本目標2「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」では、富士北麓に來られた観光客に、笛吹市まで訪れていただけるよう整備する新道峠展望台、年間を通してストーリー性のあるイベントを行い、目的地となる観光地を目指す「笛吹物語プロジェクト」、新たに農業を始めようとする方や農業者・後継者の支援を行う笛吹市農業塾の開設、優良企業の積極的な誘致などに取り組んでまいりました。

基本目標3「幸せ実感 100年続くまち」では、様々なイベントが開催できる緑豊かな公園である笛吹みんなの広場の整備、市が保有する地図データを市内で横断的に利用し、業務の効率化を図る統合型GISの構築、新たな行政ニーズに的確に応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していくために、第4次笛吹市行財政改革大綱を策定し、予算編成に直結した事務事業の見直しなどに取り組んでまいりました。

総合計画を着実に推進していくためには、市役所職員にその能力を最大限に発揮してもらう必要があります。

そのために、私の思いを職員と共有し、共に市政を推進するという意識を持ってもらいたいと考え、私が職員に期待することを毎年の行動テーマとして掲げております。

令和2年の行動テーマは「役割と責任」です。日頃から、管理職にはマネジメント能力の向上、若手職員には柔軟な発想による事業の提案を求めています。すべての職員が自らの役割をはっきりと自覚し、責任をもってその役割を担ってほしいと考えています。

市の意思決定に当たっては、独善に陥ることがないように、庁議や市長協議の場において、職員と十分な議論を交わしたあとで、決断を下しています。

私は、これからも市民の皆さま、そして職員と共に「ハートフルタウン笛吹」の実現に向け、まい進してまいります。

現在、笛吹市は、発足以来の難局に直面しています。

昨年来のモモせん孔細菌病防除対策については、「桃・ぶどう日本一の郷」を守り抜くために防除薬剤費を補助するとともに県、市、JA、農業者代表などによる笛吹市モモせん孔細菌病防除対策本部を設置し、オール笛吹の体制で地域ぐるみの防除対策を講じ、せん孔細菌病の早期の撲滅を目指しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策については、部長以上で構成する新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染症に関する情報共有と感染症の拡大防止策の協議を行い、市役所を挙げて対策に取り組んできました。

また、事態の進展に伴い、3月以降4回にわたり補正予算を編成し、国、県、市の役割を踏まえ、国や県の支援が届かない方々、支援を手厚くする必要がある方々への支援を行っています。

新型コロナウイルスの感染拡大については、第2、第3波の波も予想され、今後も様々な課題が生じると思いますが、市民の皆さまの不安を解消するために、適時適切に対処してまいります。

現在の難局を乗り切ったとしても、少子高齢社会の進展に伴う課題など多くの課題が依然として存在し、今後も生じてくると思います。

一方で、本市発展の可能性を飛躍的に高めることが期待される中部横断自動車道の全線開通やリニア中央新幹線の開業などが控えており、この好機を逸することなく最大限に生かす施策が求められています。

スピード感とチャレンジ精神をもってこれらの課題に対処していくためには、市役所を人口7万人の市にふさわしいものにステップアップする必要があります。

今後、限られた財源、限られた職員数で、行政サービスの質を向上させていくには、職員一人ひとりの業務内容の見える化を図り、無駄の排除、手順の見直し、ICT技術の導入などを進め、業務の効率化を突き詰めて、市民の皆さまの期待に応えていきたいと考えます。

私の市長としての任期は、残り4カ月。本市の課題を解決し、市民の皆さまの明るい未来を描くには、時間が足りません。

私は来たるべき市長選挙に立候補し、市民の皆さまの信任を得られましたならば、「ハートフルタウン笛吹」の実現に向け、私のすべてを捧げることをお誓い申し上げ、答弁いたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

山下市長には心強い決意を述べていただき、ありがとうございました。市民も心意気を強く感じたことと思います。

市民6万8,833人が幸せを実感できるハートフルタウン笛吹を目指し、山下政樹市長の公約・施策を進めていただくためにも、2期目を目指し、体調には留意されて頑張っていたきたいと思います。しっかり私たちも応援させていただきます。

以上で1問目の質問を終わります。

それでは、2問目の質問に入ります。特別定額給付金について。

新型コロナウイルスの緊急経済対策として実施されている、全国民に一律10万円を給付する特別定額給付金については、一日も早く住民に届けたいという、各市町村が知恵を巡らし、そのスピード感を争ってきた感があります。

本市においては、5月15日に申請書の送付をし、翌週から郵送による申請受付を行っています。すでに多くの市民の皆さまのお手元に10万円の給付金が届いていると思います。

他市においては、郵送申請による給付が6月にずれ込んだ例もあると聞いていますが、そのような中、本市の対応は評価に値すると思います。

そこで、特別定額給付金に関わる本市の対応、ならびに直近の給付状況についてお伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

荻野謙一議員の一般質問にお答えします。

令和2年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症経済対策において、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために、特別定額給付金を給付することになりました。

本市では、一日でも早く市民の皆さまに給付金をお届けするという方針を決定し、直ちに準備に着手しました。

給付事務には、住民基本台帳システムから対象者のデータを抽出し、そのデータをもとに申請書等の帳票の印刷、口座振込データの作成などを行うシステムを構築する必要がありましたので、4月21日には県内の他市に先駆けて住民基本台帳システムを扱う業者との打ち合わせを始めました。

事務の迅速化のため、申請書等の印刷と封入封かん作業はシステム業者に委託することとしたところ、封筒等の調達に時間を要し納入が5月末になるとのことでしたが、別途、市内の印刷業者に当たり封筒等を調達したことにより、県内の市では最も早い5月15日に申請書を発送することができました。

申請方式には、郵送申請方式とオンライン申請方式がありましたが、5月7日に受付を開始したオンライン申請方式は、世帯主以外からの申請、二重申請、入力誤り、内容の不備などが

多く、照合作業に時間を要するとともに、二重払いの危険性があることが判明しました。

本市では、全世帯への申請書の発送を終えていましたので、5月22日をもってオンライン申請方式を中止し郵送申請方式に一本化しました。

また、給付対象が本市全世帯2万9,677件であり、膨大な事務量が想定されたことから、市役所挙げての対応が必要であると判断し、ピーク時には40人体制で事務処理を行いました。

その結果、事務処理の速度が上がり、6月22日現在の給付済み件数は2万8,035件で給付率は94.5%、給付総額65億9,850万円となっています。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

答弁ありがとうございました。

山下市長の下、職員一丸となり、特別定額給付金の事務処理手続きをしていただき、13市の中でも一番で、市民全世帯に送付され、95%近い給付をされましたことは、職員の皆さまに感謝申し上げます。

今後もまだ新型コロナウイルス関係の手続き等があるとは思われますが、他市に負けないように、今後もスピード感を持って対応をお願いし、以上、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、荻野謙一君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

ここで、10分間の暫時休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時39分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

続いて、通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可いたします。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

質問に入ります前に、コロナの感染により亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、笛吹市議会公明党会派といたしまして、6月5日、山下市長に向けて対応を、様々なコロナに対するさらなる経済対策の拡充、また市独自の支援に対する期間の延長、そして三密を避けるための避難所の備蓄品および避難運営などについて6点、政策提言させていただいたところでございます。

山下市長におかれましては、市の様々な課題に対し、迅速にそして的確な、スピーディーなリーダーシップを取っていただく姿を見るにつけ、公明党としまして高く評価するところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

はじめに10万円給付、DV被害者や無戸籍者にも確実にについて、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策の大きな柱の1つが、1人当たり10万円を一律に給付する特別定額給付金です。

緊急事態宣言の発令に伴い、外出自粛や休業要請などにより、経済的打撃を受けている人々を広く支援するためであり、日本全体として一丸となって国難を克服するという全体の意味が含まれていることも改めて確認するものでございます。

今回の一律給付は、外国人を含め4月27日時点での住民基本台帳に記載されているすべての人が対象です。世帯主が世帯全員分をまとめて申請します。

DV（配偶者などからの暴力）のため、本来の住所とは異なる場所で暮らしている人や、何らかの理由で出生届が出されていない無戸籍の人たちへの対応にも目配せする必要があります。

DV被害者が加害者から避難している場合は、避難先の市区町村に申し出れば、直接給付金を受け取ることができます。総務省は当初、4月30日までに申し出するよう呼びかけていました。手続きが遅ければ、別居している被害者や、子どもの分の10万円を加害者が受け取ってしまうからです。しかし、4月30日まででは間に合わないという声が続出したため、総務省は加害者が先に家族全員分を受け取ったとしても、DV被害者には給付し、あとから加害者に返還を求めるということになりました。被害者の状況を配慮した柔軟な対応が必要になると考えます。

また、法務省によると何らかの理由で出生届けが出されていない無戸籍者は、3月10日時点で768人で、このうち4割が住民登録されていないとのことです。住民基本台帳に記載されていない無戸籍者の人に対しても、給付の対応を含むことになっております。周知徹底の必要性を強く感じるものでございます。

そこで、これらに対する本市の対応、そして取り組みをお伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、DV被害者についてです。

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に現在居住している市町村に住民票を移すことができなかった方は、特別定額給付金を申請する際に、その旨の申出書を提出する必要があります。

この場合、市町村は、世帯主でなくとも子どもなど同伴者の分も含めて、特別定額給付金を給付することができます。

このことについては、市のホームページやチラシにより周知を図っています。

次に、無戸籍者についてです。

戸籍がないと申し出た方から、特別定額給付金の給付について相談を受けた場合、市町村は、

その方の同意を得た上で、地方法務局長に対し無戸籍者として把握していることの証明を願い出ます。

その後、地方法務局長から把握していることの証明を受けた場合、市町村は特別定額給付金を給付することができます。

DV被害者や無戸籍者に対しても、適切に特別定額給付金の給付ができるよう、関係する部署が連携して対応しています。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございます。

無戸籍者の方々は、今のところはどうなってもまだ該当はなかったのか、いらっしゃらなかった、ちょっとそのへんをお聞かせください。

○議長（中村正彦君）

答弁を、深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

渡辺清美議員の再質問にお答えします。

無戸籍者につきましては、そういった方があるという報告は受けておりません。また、DV被害者の方につきましては、これまで2件の申し出があったという報告を受けております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

今後、無戸籍者の方々がもし出てきたとしましたら、宿泊業法また生活保護法、また社会福祉法、これらの3つの観点から宿泊などはどのようなことを考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

答弁を、深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

渡辺清美議員の再質問にお答えします。

無戸籍者の対応につきましては、生活援護等をされている部署と連携を図りながら、落ちのないように丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

それでは、2点目に移らせていただきます。

老後の安心を法的に保証する配偶者居住権について、お伺いいたします。

遺産相続などを大幅に見直した改正民法が4月1日よりスタートし、配偶者の一方が亡くなったのちに、残された方が、妻とかが住居の所有権を相続しなくても終身、住み続けることができる権利で、今年の4月以降に亡くなった人の遺産分割をする際に設定できます。

例えば、夫婦と子ども1人の家庭の場合、夫が所有していた自宅2千万円と預貯金2千万円を残して亡くなった場合、従来の制度では妻が自宅を所有した場合、預貯金の2千万円は受け取れず、老後の生活に大変困る状態でありました。

これに対し、新制度では、配偶者居住権と所有権を別々に評価することになり、配偶者居住権が1千万円、所有権が1千万円と審査された場合は、妻は居住権を得た上で、預貯金の1千万円に、これを法定相続に値する2分の1の1千万円を取得することができます。子どもは、配偶者居住権、負担付きの所有権を1千万円と預貯金1千万円を相続します。もし、所有権が第三者に渡ったとしても、妻は自宅に住み続けることができます。

居住権の評価方法は、建物の耐用年数や妻の年齢などにより貸し出しされ、権利は譲渡できず、妻がなくなったのちに消滅します。

この配偶者居住権は、自動的に取得できるものではありません。夫が亡くなった際に建物に住んでいて、かつ①として配偶者に権利を取得させるという意思を示した遺言書、②として遺産分割、③として家庭裁判所の審理のいずれかがあった場合に成立します。

日本の65歳以上の高齢人口は、2019年10月1日現在で3,588万人、高齢化率は28.4%と世界で最も高く、今後も増え続ける推計となっております。超高齢社会において、従来の相続制度では、相続人が複数に及んだ場合に、遺産分割のために住宅を売却せざるを得ないケースがありました。

例えば、住宅を相続しても預貯金が相続できなければ、老後の年金だけでその生計を立てていかなければならなくなります。高齢の配偶者が突如、住む家がなくなって困ってしまった、路頭に迷ったケースもございます。

国として、公明党はこの点、こういう問題にも真摯に受け止め、超高齢社会にふさわしい配偶者に配慮した相続制度のあり方を積極的に議論してまいりました。

家庭裁判所における遺産相続にかかわる審判、調定は約1万件前後、これは高齢者の高齢化の影響がございます。そして近年はさらに1万5千件前後と1.5倍となっております。

家庭の形が多様化し、遺産問題で高齢者が家族とのトラブルの中から、住み慣れた家を出ていかなければならないようなことがないように、新たな制度の周知徹底が重要と考えます。

今後、さらに老後の生活費が足らずに、自宅に住みながら生活資金を借り入れられるリバースモーゲージローンなどの活用も期待されています。経済的にも高齢者の生活を支援する方法が多くなりました。

そこで、この配偶者居住権の周知徹底の必要性を強く感じるものでございますが、本市の取り組みとリバースモーゲージローンのお考えについて、お聞かせください。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

配偶者居住権が成立するためには、被相続人の遺言や遺産分割協議などの一定の要件を満た

す必要があり、対象者が限定されていることから、市が実施する看取りの学習会などの機会に制度の紹介を行っていきたいと思います。

一方、リバースモーゲージローンは、これまでも高齢者や生活困窮者の相談支援の際に提案するケースがありましたが、不動産の評価額が低く、相続人として推定される方の同意が得られなかったため、活用までには至っていません。

リバースモーゲージローンは、担保となる自宅の評価額が老後の資金を上回るなど、一定の条件を満たせば有効な制度であると考えます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。これまで公明党は、コロナ対策に対しまして、1人当たり10万円給付をはじめ、中小企業の皆さまの事業が継続するための持続化給付金、雇用調整助成金の拡充、そして第2次補正予算におきまして、今後、農林水産業の方々の新販路拡大、開拓、また感染防止策にかかった費用の経費の一部150万円を補助する、こういう制度もございます。

また、中小企業に労働として働いているのに休業手当をもらっていないの方々に対しましては、賃金の8割、月額最大38万円を支給する。これは6月の末申請で、7月、8月にかけて給付される予定となっております。

公明党は、地方議員から国会議員合わせまして、今後とも皆さまの希望の声、英知の声をしっかり受け止め、様々な施策の実現に向け、一丸となって頑張っている決意でございます。

以上で、私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

続いて、通告に従い、渡辺正秀君の質疑および質問を許可いたします。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

第1問目は、コロナ対策についてであります。

新型コロナウイルス感染によって多くの命が奪われ、また暮らし・経済も大変な事態となっ

ております。

とはいえ、諸外国に比べ日本の感染者は比較的少なく、その大きな要因は、かの国のようなあいさつ代わりにハグやキスという習慣がないこと、手洗い・マスクが一般化していることなど、日本の文化、衛生意識にあると思います。

さて、感染拡大の第2、第3の山がどうなるか、どう防ぐかが課題であります。夏場には熱中症とコロナ感染の重なりが心配されます。冬場にはインフルエンザ流行とコロナ感染拡大が重なることが心配されます。特に医療・介護従事者の感染、そして医療崩壊、介護崩壊が心配されます。

医療・介護については国・県の責任が大きいのですが、市民の医療と命を守るために市は万全の対策を取ることが必要であると思います。

以下、伺います。

- (1) 消防署救急隊の感染防止対策は万全か。コロナ感染疑い患者のたらい回しはないか。救急隊の身体的精神的負担はどうか。夏場にかけての暑さ対策はどうか。
- (2) 市は医師会など医療関係者からどのような報告、意見、要望を聞いているか。コロナ感染疑い患者の受け入れについて、医療関係者はどのような危惧を感じているか。また、医院、病院のコロナ感染疑い患者の受け入れ対策、準備はできているか伺います。
- (3) インフルエンザ感染者は、昨年は720万人程度だったが、例年1千万人から1,400万人程度。笛吹市に換算すれば約5,500人から7,700人程度。コロナ流行と重なった場合、一般病院・診療所の外来でインフルエンザを含めコロナ疑い患者を受け入れなければ、特定の医療機関だけでは対処しきれず、パンクしてしまいます。市の対策を伺います。
- (4) 介護施設、介護従事者がどのような心配をしているか。介護を継続していく準備はできているか。
- (5) 国の1次補正コロナ対策地方創生交付金の笛吹市への配分額は2億7千万円、2次補正を合わせると少なくとも5億円が配分されると思われます。医療・介護の安全対策に使って欲しい。何に、いくら使う予定か伺います。
- (6) 以下、実施を求めるが市の見解を質します。
 - イ. 国の制度が整わない場合、市の負担で医療従事者、介護従事者、入院前患者等のPCR検査または抗原・抗体検査を行うこと。
 - ロ. インフルエンザ予防接種を全市民対象に行うこと。
 - ハ. 笛吹消防署に患者移送用アイソレーターを導入すること。
 - ニ. 医療従事者の感染予防と各医療機関が安心してコロナ疑い患者の受診を受け入れるために、市の負担で患者と医療従事者を仕切った外来・検体採取施設の整備を行うこと。また、それと同等な感染防護の手立てを取ること。
 - ホ. 医療従事者、介護従事者に感染防護具を提供すること。

第1問目は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

この質問に対しましては、消防長、保健福祉部長の2名が答弁を行います。

最初に、消防長。

矢崎消防長。

○消防長（矢崎丈司君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、（１）の消防署救急隊の感染防止対策等についてです。

救急隊の感染防止対策については、保健所の指導および総務省消防庁から示されている救急隊の感染防止対策対応マニュアルに基づき、隊員は感染防止衣、マスク、ゴーグル、グローブ、防御シールドを装着するとともに、救急車や資器材の消毒などを徹底し、二次感染の防止に万全を期しています。

コロナ感染疑いのたらい回しについては、総務省消防庁による調査で救急搬送困難事案とされる病院への手配回数が４回以上の事案は、３月８日から６月８日までに、感染が疑われる患者の搬送件数４２件のうち、１０件ありました。

救急隊の身体的精神的負担については、通常の活動よりも感染防止に一層神経を使いながら対応しますので、隊員の身体的精神的負担は増大しています。そのため、出場隊が連続出場とならないよう配慮し、負担の軽減を図っています。

また、二次感染防止対策として、隊員の感染防止衣の適切な処理および搬送患者の検査結果等の情報を速やかに救急隊と共有し、隊員の精神的不安をいち早く取り除くように努めています。

夏場の熱さ対策については、感染が疑われる患者の搬送時には、通常の出動服に重ねて感染防止衣を着用することで、体温がこもるため、隊員は夏の暑さに体が慣れるように、平時からトレーニングを行っています。

搬送中は、車内換気に十分配慮しながら、エアコンにより車内温度の調整を行うとともに、冷却剤や保冷剤、冷却タオル等を活用しています。また、病院収容後には、必要な感染防止対策を行った上で、水分補給などにより熱中症対策を講じています。

次に、（６）提言についてのうち、消防署への患者移送用アイソレーターの導入についてです。

患者移送用アイソレーターについては、患者の全身をビニール製のカプセルで覆い、ウイルスの拡散防止を図り、それにより二次感染のリスクを低減できるもので、峡東保健所で３機保有しております。

新型コロナウイルス感染症患者等の移送は、原則として保健所が行うこととなっておりますが、保健所から消防へ移送の要請があった場合などは、これを使用して対応する予定です。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

次の答弁を、飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず医療関係者から聞いている報告等、感じている危惧、コロナ感染疑い患者の受け入れ対策についてです。

医療機関が危惧していたのは、感染が疑われる患者が救急搬送などされた場合、PCR検査の結果が分かるまでは陽性患者と同様の対応をしなければならず、医療現場の負担が増すことでした。

そのような中、市の担当職員と峡東保健所職員が数回、笛吹市医師会長から情報収集したところ、5月の時点では市に対する具体的な要望はありませんでした。

感染が疑われる患者の受け入れ対策については、今月下旬に市長と笛吹市医師会の意見交換会を行うことになっています。

感染が疑われる患者の受け入れ対策については、国や県の動向を注視しながら、必要に応じて検討していきます。

次に、インフルエンザ感染とコロナ感染が重なった場合の対策についてです。

一般病院や診療所の外来での感染が疑われる患者の受け入れについては、国や県の動向を注視しながら、必要に応じて検討していきます。

なお、市としては、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の予防対策を呼び掛けるとともに、インフルエンザ予防接種を受けるよう市民に呼び掛けていきます。

次に介護施設、介護従事者による心配および介護を継続していく準備についてです。

本市では、幸いにもこれまでに介護施設の休業や介護従事者の感染はありませんでしたが、感染拡大の第2波、第3波を考えると介護従事者から利用者への感染や施設内での感染拡大が最も心配されているところです。

介護施設では、業務継続に向けた感染予防の徹底を図っていますが、市としても感染拡大防止対策の情報提供や衛生用品の配布などの支援を行っていきます。

また、介護施設を運営する事業者で構成する連絡会と協力し、感染発生時において入所者が他施設へ移れる体制の確保や業務分担など、市内事業所の連携体制を構築していきたいと思えます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途についてです。

5月1日に、第1次交付限度額が2億7,436万円と内示されましたが、第2次交付限度額は示されていません。

第1次交付金に関する実施計画は、一般会計補正予算第2号で計上しました市単独事業を中心に、本年度の予備費で対応した事業なども含め21事業、総事業費6億5,857万円とし、5月22日に県に提出したところです。

次に、提言についてです。

市の負担による医療従事者等に対するPCR検査等についてです。

山梨県における現在のPCR検査体制は、任意で検査を受けられるまでには整っていません。また、抗原検査、抗体検査ともに精度が低く、感染拡大予防としての効果は十分とは言えません。このようなことから、現時点で市の負担で検査を行うことは考えていません。

全市民対象としたインフルエンザ予防接種については、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の流行が重なることを防ぐためには、インフルエンザ予防接種は有効と考えますので、全市民に接種を呼び掛けていきます。

患者と医療従事者を仕切った外来・検体採取施設の整備等について、感染が疑われる患者の受診や検体採取においては、施設の整備だけでなく、医師や看護師の確保が課題となることから、国や県の動向を注視しながら、必要に応じて検討していきます。

医療従事者、介護従事者への感染防護具の提供については、山梨県の医療施設等感染拡大防止対策として、医療施設、社会福祉施設に防護服、マスク、消毒液などが配布されています。

また、市で備蓄していたN95のマスク3,600枚を山梨県に、1千枚を笛吹市医師会に

提供しています。

5月末には、市民の方からサージカルマスクをご寄附いただき、笛吹市医師会にお届けしました。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑・質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

まず、答弁の感想と意見であります。

コロナ禍の下、救急隊が心身ともに大変厳しい実態であることが分かりました。アイソレーターが操作性と安全性の向上に寄与し、心身の負担軽減に役立つならば、他の消防本部の状況や県の状況を勘案するのではなく、先進的に導入していただきたいと思います。

次に、コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の使途については、主に一般会計補正予算第2号で計上した市単独事業の財源組み換えに充てるというものであります。補正予算第2号の市単独事業は評価しますが、まだまだコロナ対策では大きな穴があります。感染拡大第2波への備え、大変厳しい状況となっている学校現場への支援等々であります。地方創生臨時交付金は、これらの必要な新たな事業に充てるべきだと考えております。

次に、感染拡大第2波では、開業医や一般病院でのコロナ感染疑い患者の外来受け入れ対策はこれからだという答弁でした。第2波では、開業医や一般病院の外来受け入れが不可欠です。そのためには、患者も、医療従事者もコロナに感染しない安全対策が必要です。しかし、県内の医院、病院の多くが2割、4割の減収となり赤字経営を余儀なくされ、感染防止の施設整備の改善、防護具の完備に投資する余力が医療機関にありません。医院、病院への支援を抜本的に強化していただきたいと思います。

さて、再質問でございますが、6の口の質問は、市としてインフルエンザ予防接種を実施してほしいということでございます。すなわち、公費で実施してほしいという質問でございます。そのところ再質問いたします。

例年、インフルエンザの流行期には、医院、病院の待合室は熱で真っ赤な顔をしている患者、咳をしている患者がいっぱいです。インフルエンザの流行とコロナが重なったら、外来診療は大変なことになります。パンクします。開業医、一般病院の受け入れとともにインフルエンザ流行の山を低くすることが必要です。

特定の病院でしかコロナ疑いの患者を受け入れられないということになれば、外来医療は大変なことになります。インフルエンザであっても、発症後2日以上受診できなければ、リレンザやタミフルなど抗ウイルス剤も効かず重症化してしまいます。コロナであれば重症化とともに他人に感染させる恐れが高まります。

1977年から1987年の11年間、児童生徒のインフルエンザ集団予防接種が実施されておりました。集団接種が廃止されて以降、学校閉鎖、学級閉鎖が急増したというデータがございます。また、流行初期には15歳未満の感染者が多く、その後、若者から高齢者へ感染が広がるというデータもあります。

したがって、全市民への公費予防接種、特に保育園、小中高生への公費予防接種が必要ではないでしょうか。インフルエンザの流行とコロナが重なったら大変なことになる。容易に想

像できます。想定されることに目をつぶってはいけません。インフルエンザの流行の山を低くするために、公費によるインフルエンザ予防接種を進めるべきではないか、強く求めるものがあります。答弁をお願いします。

○議長（中村正彦君）

答弁を、飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えいたします。

現在市では65歳以上の高齢者につきましては、お一人2,500円ということで一部助成を行っておりますけども、先ほど答弁させていただきましたとおり、インフルエンザの予防接種は有効であると考えますので、検討いたしたいと思います。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ぜひ積極的に検討していただきたい。特に早く手を打たないと、ワクチン自身が足りなくなるといこともございますので、ぜひこの点については、よろしくをお願いします。

なお、参考までに東京都や、それから県内では郡内地域、子どもの予防接種に助成をしております。ぜひ公費負担、よろしくお願いいいたします。

次の質問に移ります。上下水道会計についてでございます。

（1）消費税の有利申告について。

上下水道の消費税の不利申告を指摘して2年、昨年度1億8,300万円の還付が実現しました。更正の請求書、平成30年度申告書、令和2年度の予算書を見ると消費税申告は有利申告へと大きく改善されたと思います。

1つ目は出資金を法のとおり非特定収入としたこと。2つ目には平成26年4月1日前の企業債の償還のための補助金等に関する、仕入れ控除税額の調整計算において、5%の旧税率を適用すべきところ、8%の税率で計算した誤りを正したこと。3つ目に30年度下水道会計消費税申告においては、3条会計の一般会計補助金全額を減価償却費と利子に充当し、非特定収入としたこと。4つ目に、令和2年度下水道4条予算では、従来的一般会計からの補助金を出資金に改め、有利申告の準備がされたこと。これらの改善を見て、今後の消費税申告はほぼ有利な申告となるだろうと思った次第です。

ほぼ、というのは2点、疑問が残るからであります。以下伺います。

イ.平成31年度下水道会計予算4条会計歳入科目に一般会計からの補助金がございますが、これは新しい考え方では出資金にあたります。31年度分納税申告では、これを出資金として扱い、有利申告とする考えはあるか伺います。

ロ.平成30年度水道事業会計納税申告書は、3条会計の一般会計補助金のうち7,471万円を課税仕入に用途が特定されている特定収入としております。有利申告のためには、補助金は可能な限り課税仕入でなく、減価償却費等、非課税・不課税取引に充当すべきであると思います。7,471万円の用途の節科目と金額および用途の特定の根拠を伺いたいと思います。課税仕入れに用途が特定されない部分があれば、更正の請求はできないか伺います。

また令和2年度以降は一般会計補助金を可能な限り減価償却費等、非課税・不課税取引に充当し、有利申告とすべきではないか伺います。

(2) 令和4年度の上下水道2割再値上げ中止を求めたいと思います。

笛吹市は平成30年度に水道料24.7%引上げ、下水道料20%引き上げを行い、さらに令和4年度には上下水道料を2割再値上げする計画でございます。市民の声は、上下水道料金があまりにも大変だというものであります。この値上げと再値上げ計画は、上下水道の新自由主義的民営化を目指す総括原価方式に基づくものでございます。上下水道は極めて公共性の高い事業であるにもかかわらず、一般会計すなわち税金をここには使わないという考え方に立っております。

上下水道の公共性、市民の苦しい家計状況から令和4年度の上下水道2割再値上げ中止を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

西海公営企業部長。

○公営企業部長（西海好治君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、消費税の有利申告についてです。

平成31年度公共下水道事業会計予算のうち、資本金収入における一般会計からの補助金を、出資金として納税申告する考えについて、平成31年度予算においては出資金の歳入科目はなく、すべて補助金として受け入れを行っています。公営企業会計の専門家から、補助金として受け入れた収入を、予算計上されていない出資金として扱うことは適切ではないと指導を受けているため、出資金として申告する考えはありません。

次に、平成30年度水道事業会計納税申告書における一般会計補助金のうち、特定収入7,471万円の用途については、委託料として水道事業会計適正化業務委託100万円、消費税修正申告委託896万円、修繕費として台風24号被害による建物修繕286万6千円、賃借料として水源等集中監視システム利用料1,931万円、受水費として琴川ダムからの受水料4,257万4千円で、いずれも補助金としての用途を特定する中で予算計上しているので更正請求は行いません。

なお、令和2年度以降の納税申告については、公営企業会計の専門家の指導をいただきながら、可能な限り市にとって有利な申告を行うよう努めていきます。

次に、令和4年度の上下水道2割再値上げの中止についてです。

先般、市が公表した連結財務書類において、市民が行政サービスに対してどの程度、直接負担しているかを表す指標である受益者負担比率は、県内13市の中で本市は低い値となっております。

今後、永続的に上下水道事業を運営していくためには、将来の施設更新費用の確保が必要であり、併せて長年赤字が続いている公営企業の経営の改善を図り、独立採算の経営を目指すべきであることから、料金改定は必要であると考えます。

なお、料金改定に伴う総括原価方式の採用は、施設更新に備えた資金確保に適した算定方法であると考えたものであり、上下水道事業の民営化を目指したものではありません。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

消費税の有利申告に関する答弁でございますけど、予算段階でそうした科目の設定の仕方、あるいは補助金の利用の仕方を設定してしまったということが結局、有利申告できない理由だったということではないかと思えます。

私、消費税の不利な申告について、今2点指摘しました。繰り返しますが、答弁はいずれも予算上特定収入にせざるを得ない科目設定を行っているので、申告時にこれを変更して有利申告にすることや、更正の請求をすることはできないというものでありました。今後、こうした点もしっかり予算調整時から精査して、有利申告になるよう留意していただきたい。そして今後、このような不利な申告を長期間続けてきたわけですけれども、きっぱりとこれを改善していただきたいということをお願いしたいと思えます。

そして（2）の上下水道料の再値上げについて、笛吹市の水道が民営化を目指しているということ指摘したものではございません。その計算方式が民営化と一体となったものであるということ指摘したわけでございます。いきなり原価計算方式を総括原価方式に変え、値上げ前の1.5倍もの値上げをする計画、こうしたものは認められません。

また、総括原価方式は上下水道の公共性を無視し、税金の投入を否定するものであり、これは認められません。上下水道料の再値上げに反対していく、これをやめさせていく、そのために全力で頑張っていくことをお誓い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を55分から行います。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時55分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

続いて、通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可いたします。

3番、河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い2問、質問いたします。

まず最初に、介護事業の現状と支援について伺います。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、三密を避け、人との接触を減らすため、学校休

校、テレワーク、外出自粛などが勧められました。人が集まる行事は中止され、公共施設が閉鎖されると市民が集まって活動することもできなくなりました。重症化しやすいといわれた高齢者は外出を避け、感染することを恐れ通院や介護施設の利用も減っていきました。

介護事業者の全国団体である全国介護事業者連盟が行った新型コロナウイルス感染症の経営状況への影響アンケート調査によると、デイサービスの91%、ショートステイの76%、訪問介護の47%が「経営への影響を受けている」と回答したといます。利用者減により5月末で事業所を閉鎖するデイサービス事業所もあり、介護基盤に大きな打撃を与えています。

アンケート調査の自由記載記入欄には、利用者減以外に感染防止対策グッズの購入費が10倍になった。支援が手薄で融資返済が滞る可能性がある。スタッフの雇用ができなくなるなどの記述があったそうです。

介護サービスの利用を減らすことは、利用者本人の身体機能や精神面にも影響を与えるとともに同居家族の負担増となっています。介護サービスには、食事や排せつ、入浴の介助、移動介助など、職員との濃厚接触は避けられず、利用者、職員共に感染の不安を抱いておりストレスとなっています。介護現場はなり手が少なく、人手不足の上に感染を恐れて退職する人もいるといます。

新型コロナウイルス感染が起こってから約半年が経ちますが、日本国内の介護施設でクラスターが発生したところが何カ所かあります。

ある施設では、施設内で発熱者が出て、PCR検査で陽性になっても病院のベッドが足りず入院ができなかったため、施設内で隔離していたが、職員やほかの利用者にも陽性者が出てクラスター発生となったといます。

感染者がだんだんと増えていった3月の終わりから4月の初めごろは発熱が何日か続き、検査を受けたいといっても様子を見るように言われ、検査を受けられない方がいました。亡くなったあとで検査をして、陽性だったという方もいました。

笛吹市内の施設でも利用者が発熱し、PCR検査を受けたけれど、判定が出るまで施設に戻ること、病院へ入院することもできず、県外にいる親族に帰って来てもらい自宅で過ごしたという方がいたといます。

今は感染者の発生も落ち着いてきましたが、今後、第2波、第3波が来ることを想定して、準備しておかなくてはなりません。そして、コロナ禍においても安心してサービスを受けられる環境が求められています。以下、伺います。

- (1) 笛吹市内の介護事業所においても利用者が減少していると思われそうですが利用状況や経営状況を把握しているでしょうか。把握している場合、どの程度減少しているかお示しください。
- (2) 高齢者が地域で暮らすために介護事業所の存在は欠かせないと思いますが、減収分について、補助する考えはあるでしょうか。
- (3) 職員や利用者の感染防止対策として必要なマスクや消毒液などの衛生用品は不足していないでしょうか。
- (4) 公共施設や公民館で行われている一般介護予防事業も中止されていますが再開の予定はあるでしょうか。
- (5) 介護施設でのクラスター発生を防ぐためにも、職員に対し、定期的に検査を行う考えはあるでしょうか。

(6) 利用者が介護サービスを利用できなくなったことによる生活の質の低下の状況を把握しているでしょうか。また、何らかの対策を取られているか伺います。

(7) 介護サービス利用者が感染しないための安全対策について、どのように考えているでしょうか。

以上、1問目といたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、介護事業所の利用や経営の状況についてです。

3月の実地指導や4月および5月にマスクなどの衛生用品を配布した際に、介護事業所の状況確認を行い、施設内での感染予防の対策に苦慮していることや、利用者が通所サービスに不安を感じていることを確認しました。

なお、介護サービスを利用した3月および4月分の保険給付費の市への請求を見る限りでは、利用件数や給付額について大きな減少は見られません。

次に減収分の補助についてです。

感染拡大により特に著しい影響を受けた事業所の支援については、事業継続のための国の持続化給付金制度があります。

現時点では、減収している状況は確認できませんが、今後の状況によっては、市による補助の必要性について検討していきます。

次に感染予防対策として必要な衛生用品の不足についてです。

市内の介護事業所に対しては、3月に、市独自にマスクの配布を行いました。

また、4月から5月にかけて、県からマスクや消毒液、ゴム手袋の配布が行われましたが、今後、充足状況を把握しながら、衛生用品が確保できていない事業所には支援をしていきます。

次に、一般介護予防事業の再開予定についてです。

楽笑塾などの市が主催する介護予防事業は、少人数で複数回の開催にするなど内容を再構築し、10月からの再開を考えています。

また、住民主体の百歳体操などの通いの場については、感染症の拡大防止対策を講じ、6月から活動を始めています。

次に、介護施設職員に対する定期的な検査についてです。

PCR検査については、県に確認したところ、現在、感染の疑いのある人や濃厚接触者に限定して行っており、予防や任意での検査は実施していません。そのため、現時点で、市として定期的な検査を行うことは考えていません。

次に介護サービスを利用できなくなったことによる、生活の質の状況についてです。

介護サービスを利用しないことによる生活の質の低下や要介護状態の変化が心配されるところであり、現在、利用者の要介護状態の変化について把握に努めています。

担当のケアマネジャーが利用者の状況を踏まえ、通所サービスを訪問サービスに変更するなど、生活の質を低下させないための対応を行っております。

次に、介護サービス利用者の感染防止対策についてです。

現在、市では各事業所に対し、厚生労働省からの感染防止マニュアルや対応フローなど最新情報等を発信するとともに、マスクや消毒液などの衛生用品の配布を行っています。

今後は、各事業所の運営推進会議に参加するほか、実地指導や事業所訪問の機会を設け、感染予防対策の実施状況を確認し、必要に応じて指導を行っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

ありがとうございました。市としては、利用者の減少は把握していないようですが、市内のデイサービスで1割ほど利用人数が減っているという話を聞きました。

6月19日付け、山梨日日新聞に「高齢者の外出機会が減り、体力低下がみられる」との報道が載っていましたが、利用者の要介護状態の変化については、早めに把握し、適切なサービスを受けられるようにしていただきたいと思います。

また、市主催の一般介護予防事業も再開を待っている方が大勢いますので、感染対策を講じて早めに再開していただきたいと思います。

私も以前、介護施設で働いた経験があるので、介護職員の方々の苦勞が分かるのですが、自分が感染しないように気を付けるとともに、利用者さんも感染させないためにご苦勞されており、感染対策のための衛生用品購入費が大変増えておりますので、今後も支援を続けていただきたいと思います。

今後、第2波が起きるといわれていますが、コロナウイルスがどのように感染するのか、研究が進み、検査方法も開発されてきています。国・県の方針も今後変わってくるかもしれませんが、市としても第2波に備えた対策を考えておかなければならないと思います。個々の事業所の対策を聞き取り、指導していただくとともに、一番大変なのは発熱者が出たときの対応だと思いますので、どうしたらいいのかを今のうちに対策を立てるように指導し、相談に乗ってあげてほしいと思います。

全国のクラスターが発生した場所では、どこに問題があったのか、反面教師として対策を立てていただきたいと思います。

では次に、コロナ禍での生活困窮者に対する支援について伺います。

コロナウイルス感染拡大は、日本経済に大きな打撃を与えました。仕事が減った事業者や個人に対する支援策が国・県から出されましたが十分とは言えず、国の第2次補正予算が決まりました。

笛吹市においても市独自の支援策が出され、アルバイトがなくなり、生活費や学費が払えなくなった大学生に対する10万円の給付をはじめ、高校生、ひとり親家庭、新規開業者への給付など国・県の支援から漏れた部分への対策を広く行ったことは評価できると思います。

また、6カ月という期間限定ではありますが、学校給食費、保育所の副食費を無料とするなど、子育て世帯にとっては大変ありがたい支援もあり、これらについては12月以降も続けていただきたいと思います。

しかし、温泉地である石和や春日居には多くのホテル・旅館がありますが、海外からの旅行者はまだ見込めず、多くは国内の旅行者となります。しかも花火大会や夏祭りなど、大勢の人

が集まる行事は行えず、宿泊客が戻るにはまだ時間がかかり、観光に関わる仕事をしてきた多くの人は生活に困窮しています。

社会福祉協議会が受け付けている緊急小口資金への申し込みは、笛吹市だけで600件を超えたそうです。貸付上限があるため、コロナ禍が長引けば、さらなる支援が必要になるのではないのでしょうか。

広報ふえふき号外として、支援策の一覧表が各家庭に配布されました。どの支援が受けられるか、また、手続きの方法が分からないという方もいると思うので親身になって対応をお願いしたいと思います。

では、以下伺います。

- (1) 国民健康保険税は、コロナが感染拡大する前から支払いができない人が多くいましたが、減免となるのは、どのような場合でしょうか。
- (2) 国保税の前年度分の滞納があり、今年も収入も少ないために税金が払えない場合、7月以降の保険証発行はどうなるのか。徴収猶予や減免の対象となるのでしょうか。
- (3) 緊急小口資金の貸し付けを受けていても、生活保護の申請は可能でしょうか。
- (4) 就学援助制度の対象者は、生活保護世帯と準要保護世帯は前年度の収入が基準になり決定されますが、今年も収入が減った世帯は、就学援助制度の対象者となるのでしょうか。
- (5) 厚労省は4月7日、生活保護業務について、申請と稼働能力活用の判断について、簡略化してもよいとする事務連絡を出しました。自動車の保有も、通勤や求職活動に必要な場合は、処分指導を保留することが示され、求職活動で子どもを保育園に預けて、送迎のために必要な場合にも保有が認められました。コロナ危機において生活保護の認定を柔軟に対応するよう求めますが、どうでしょうか。

以上、2問目といたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が、前年と比較し一定以上減少することが見込まれる世帯は、国民健康保険税が減免になります。

減免の対象は、本年2月1日以降に納期限を迎える国民健康保険税、本市でいうと令和元年度第8期分以降であり、申請をいただければ遡って適用されます。

減免の詳しい内容や申請方法等については、市の広報紙およびホームページに掲載するほか、7月には国民健康保険加入全世帯にチラシを郵送する予定です。

次に滞納者への保険証交付および保険税の徴収猶予、減免についてです。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、国民健康保険税の滞納により短期保険証の交付対象となっている世帯には、特例的に、保険証の有効期限を6月30日まで延長いたしました。7月以降は、従来どおりの対応に戻りますが、滞納がある方は相談の上、計画的に納付していただくことで、短期保険証を交付することが可能です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の徴収猶予および減免につい

ては、滞納がある場合でも申請が可能です。ただし、徴収猶予および減免の対象期間は、本年2月1日以降に納期限を迎える保険税に限られますので、それ以前の滞納額については、相談しながら引き続き納付をお願いしていきます。

次に、緊急小口融資を受けている方の生活保護の申請についてです。

緊急小口融資の貸し付けを受けていても、生活保護の申請は可能です。

なお、申請を受理し、現に生活に困窮していることが確認できた場合は、保護の対象になります。

次に、今年の収入が減った世帯に対する就学援助費の支給についてです。

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱で定めている、就学援助費の支給対象者は、市立小中学校に在籍している児童等の保護者のうち、要保護者または準要保護者のいずれかに該当する方です。

要保護者については、支給要綱では、収入から算出し認定することを定めておらず、生活保護法の規定に基づく要保護者であることとされていますので、生活保護における要保護者であれば、就学援助費の支給対象者となります。

準要保護者については、要保護者に準ずる程度に困窮している者のうち、その世帯の前年の総所得をもとに算出した額が、決められた額以下であることとされています。このことから、今年の収入が減ったことで、すぐに就学援助費の支給対象者となるわけではありません。

次に、コロナ禍における生活保護認定に係る稼働能力活用の判断と自動車保有の柔軟な対応についてです。

生活保護認定の際は、稼働能力活用の判断については、緊急事態措置期間中は就労活動が困難であるため、厚生労働省の事務連絡に従って柔軟に対応しています。

次に、生活保護受給者の自動車の保有についてです。

コロナ禍で一時的に収入が減少し生活保護が必要となる方については、緊急事態措置経過後に収入が元に戻り生活保護が廃止になることが考えられます。そのため、緊急事態措置期間の保護に関しては、厚生労働省の事務連絡に基づいて自動車の保有の必要性を判断していきます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

ありがとうございました。今の答弁の中で、就学援助制度の対象者は、準要保護世帯は前年度の収入が基準になるので、すぐには対象にならないという答弁だったんですけども、令和2年3月24日付けの文部科学事務次官通知によりますと、就学援助等に関することとして、入学や新学期開始に際し、就学援助等の認定および学用品費、学校給食費等の支給について、以下の点に配慮することとして、家庭や学校の状況等により、やむを得ず市町村等における申請期日までに申請書の提出が難しい場合には、申請期間を延長するなど、可能な限り柔軟な対応を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うこととあります。

この通知を受け、船橋市では就学援助の申請は原則として申請の属する月を認定月とするところ、5月まで申請された場合、4月認定すると運用を変更したそうです。

本市でも、柔軟な対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

コロナウイルス感染症に伴う児童生徒、保護者の支援につきましては、大変重要だと考えております。これまでも財政的な支援策を講じておりますけれども、今後も他市の状況や国や県の対応も踏まえまして、総合的に検討していきたいと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に生活保護についてですが、新型コロナウイルスの経済への影響が見通せない中で、長引けば長引くほど生活困窮者が増えるのではないのでしょうか。貸し付けや給付金で今はしのげても、いつまでもつか分かりません。生活が立ち行かなくなった場合の最後のセーフティーネットとして、生活保護があります。しかし、この制度を知らない場合や、申請をためらうようなことがあれば、自らの命を絶つ人が出るかもしれません。そうならないためにも、生活保護は憲法25条の生存権の理念に基づく権利であり、すべての国民は健康で文化的な生活を送る権利があることを改めて周知し、ためらわず申請してほしいと広報していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

答弁を、赤尾福祉事務所所長。

○福祉事務所所長（赤尾好彦君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

現在、笛吹市では生活保護までではない、生活困窮している方の自立支援事業については、市のホームページに制度の説明とリーフレットを掲載して広報しております。

生活保護についても、まずはそのホームページに同様な広報をすすめていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

生活困窮している方がパソコンを持っていないという場合もありますので、別の形の広報もぜひ考えていただきたいと思います。

最後に、国が行った経済対策として、1人10万円の特別定額給付金がありますけれども、この10万円をもらえるのは4月27日に住民基本台帳に記載されている者となっており、4月28日以降に生まれた新生児はもらうことができません。そこで、市町村独自で給付を行うところが出てきていますので、本市でもぜひ検討をしていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（中村正彦君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時半といたします。

休憩 午後12時24分

再開 午後 1時29分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

続けて、一般質問を行います。

次に、通告に従い、古屋始芳君の質疑および質問を許可いたします。

6番、古屋始芳君。

○6番議員（古屋始芳君）

笛政クラブの古屋始芳です。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、1問について質問をいたします。

GIGAスクール構想・オンライン授業について、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休校措置で学習機会の確保が課題となっている中、県内の私立高校や大学などでは、オンライン授業を実施しているところがあります。市内の小中学校等でオンライン授業の実施に向けた取り組みについて、お伺いします。

今年に入り急速に拡大した新型コロナウイルス感染症に伴い、国が2月27日に学校等の臨時休校を要請したことにより、本市においても3月に入って小中学校を休校としました。春休みを挟み、4月の新年度スタートにあたり、入学式が縮小した形で行われ、5日間学校が再開されましたが、4月7日の国による緊急事態宣言の発令、山梨県による緊急事態措置の発表、県内や市内での感染者の発生などによって、大型連休までの再度の休校と、その後も休校が延長され、5月24日まで約3カ月近く登校ができない状況が続きました。

この間、児童・生徒が登校する形での授業が行えないため、学習機会を確保すべく、学校現場の先生方には家庭学習の教材を作ったり、電話等で家庭での状況を確認したり、各学校や各家庭では、様々なご苦勞があったことを承知しております。そうした中、オンライン学習やオンライン授業の実施、導入がにわかに脚光を浴び、注目されるようになりました。

文部科学省ではGIGAスクール構想を掲げて、児童・生徒1人1台端末の整備や1人1台端末の利用を前提とした校内通信ネットワーク環境の整備を行うこととし、総務省の光ファイバーや高速通信環境の整備とあいまって、令和5年度までに計画的に環境整備を進めるとしております。さらに今年4月7日の通知で、端末整備の前倒しを支援するとして、国の令和2年度第1次補正予算に2,292億円を計上し、4月30日に成立しました。

本市でも今議会に整備事業のために端末4,235台分の購入経費として4億7,422万円を計上しております。

遠隔やオンラインでの教育、デジタルの教科書や教材のほか、統合型校務支援システムや学

習ログの活用推進など児童・生徒のみならず、先生方の業務を含めて、ハード・ソフト両面において、教育環境の大きな改革が目指されていると感じます。

そこで、本市におけるG I G Aスクール構想への対応とオンライン授業について、以下質問いたします。

(1) G I G Aスクール構想について。

ア. 本市では、G I G Aスクール構想をどのように取り組んでいくのか。

イ. 1人1台端末の整備について、どのように進めていくのか。

ウ. 市立小中学校の通信環境の整備状況はいかがですか。

(2) 休校期間中の市立小中学校での学習状況についてお伺いします。

ア. 学習の状況の把握や指導内容に生じた遅れの回復など、休校中の教育活動はどのように行われたでしょうか。

イ. 県教育委員会がやまなし小・中学生応援サイトで公開した教科書等の単元等のポイントをまとめた動画コンテンツは、どのように活用されましたか。

ウ. 長期の休校による学習機会の確保への課題と、その解決に向けた方策について、市ではどのように総括しているでしょうか。

(3) オンライン授業の取り組みについて。

ア. S o c i e t y 5. 0時代に向けて、I C T環境の整備の中で、オンライン授業ができるようにしていく必要があると考えますが、市の考え方を伺います。

イ. オンライン授業を実現するには、家庭の通信環境や利用する端末の性能など課題も数多くあると思いますが、どのようなことが必要になるでしょうか。

ウ. オンライン授業を望む保護者も多いようだが、公平・公正な教育環境を整えていかなければならない公立学校では、家庭の経済状況や生活環境によって難しい場面もあると思います。また、端末やオンライン会議などの利用に慣れた保護者や児童・生徒、先生方ばかりではないことやオンライン授業のために、指導の仕方や教材の準備などを考える必要も出てくると思います。どのように解決しながらオンライン授業の導入を図っていくのでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長 (中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長 (宇佐美正博君)

古屋始芳議員の一般質問にお答えします。

まず、G I G Aスクール構想についてです。

G I G Aスクール構想の取り組みについては、教育に係るI C T機器を整備し、すべての子どもに個に応じた学びと創造性を育む教育を実現していくために、G I G Aスクール構想を実現していくことは不可欠と考えます。

このため、本市においては、市立小中学校に在籍する児童生徒に1人1台のタブレットパソコンと校舎内の高速大容量通信ネットワークを一体的に整備していくことを計画しています。

1人1台端末の整備については、国の令和2年度補正予算において、G I G Aスクール構想を早期実現するために、全学年分のタブレットパソコンの整備を前倒しするための支援措置が講じられました。このことを受け、本市においては6月補正予算に、4, 235台のタブレッ

トパソコンに係る予算を計上して、県の共同調達により、年度内にすべての児童生徒に端末を整備します。

市立小中学校の通信環境の整備状況については、本年度、小中学校にカテゴリー6 Aと呼ばれる高速大容量通信に対応した設備を設置し、各教室で児童生徒一人ひとりがインターネット回線を利用できる環境を整えます。8月から工事をはじめ、整備された学校から順次利用を開始し、来年の1月にはすべての学校で利用できるようになる予定です。

次に、休校期間中の市立小中学校での学習状況についてです。

休校期間中の教育活動については、各校で作成した予習的学習課題を各家庭に配布して回収し、正答を確認することで学習理解の状況を把握しました。また、各学校によるユーチューブでの学習支援動画の配信、国や県の学習支援サイトの紹介を通じて家庭学習を支援しました。

なお、家庭での学習状況については、課題配布に伴う保護者の来校や各家庭への電話連絡等を通じて、把握に努めました。

県のやまなし小・中学生応援サイトの活用については、動画コンテンツを見ながら学校の学習プリントに取り組んだり、その内容をノートにまとめたりするなど、学校が用意した課題の補充・発展的な学習として、個別に活用していました。

長期休校時の学習機会確保の課題と解決に向けた方策については、課題としては、規則正しい生活習慣を身に付け、学習を継続することや学習課題についての達成度に差があることがあげられます。

この対策として、カリキュラムの再編成や放課後の補習授業を実施していきます。また、臨時休業の措置をとる場合は、学習機会を保障するために分散登校日を設定するとともに、自宅においてもより効果的に学習が進められるよう、自ら進んで学習する意欲と態度の育成やICTを利用した学習も検討していきます。

次にオンライン授業の取り組みについてです。

Society 5.0時代に向けたオンライン授業の必要性については、インターネット上で行う遠隔授業等のオンライン授業は、感染症や災害時の緊急的な対応として、その有効性を認識しています。

また、学校の教育活動における対面授業においても、調べ学習やグループ学習、個に応じた発展学習を充実させる上で、オンラインを活用した学習は必要だと考えます。

オンライン授業を実現するために必要な通信環境や端末の性能については、オンライン授業を実施するためには、家庭での動画が視聴できるインターネットの環境整備と、画面が大きいタブレットパソコンやノートパソコンなどが家庭の子どもの数、必要となります。

オンライン授業の導入に伴う課題への対応については、家庭の状況により、今後学校に整備される1人1台端末やWi-Fi等の機器の貸し出しを検討しています。また、今後は臨時休業を行う場合にも分散登校日による学校教育活動の継続が求められています。その際には、学校のパソコンルームの開放も検討していきます。

オンライン授業での学び方については、各校で児童生徒の事前学習、保護者や教職員の研修会などを実施し、指導の仕方や教材開発については、市の校長会や教頭会、各校の代表者で構成する学力向上研究委員会で研究を進めます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○6番議員（古屋始芳君）

ありがとうございました。

ただいま部長から答弁をいただきましたが、この事業はまだ始まったばかりで、これからがいろいろな課題が山積している中で取り組まなければならないと考えています。

そうした中で、今回の臨時休校中に教育委員会も市内の各小中学校を通じて父兄にアンケートを取ったり、また保護者の有志のお母さん方が市内の180人の家庭からアンケートを取った結果がございます。こういう資料を教育委員会のほうにも提出してあると思いますので、このお母さんたちが取ったアンケートによると、子どもに対しての設問もありますし、そういう中で、いろいろとこれからの取り組みに参考になる部分がたくさんあると思いますので、ぜひ活用をしていただきたいと思います。

それから、オンライン授業がこのコロナ騒ぎで、いろいろとオンラインの会議とか、いろいろなことが叫ばれておりますけれど、現実にこのオンライン授業をうまくできたという事例が、東京都東久留米市の東久留米市立第一小学校というところでは、PTAの役員さん方と先生方が相談して、子どもたちにオンライン授業を行ったという事例がございますので、そういうものもぜひ参考にして取り組んでいただきたいと思います。

それから、この授業は始まったばかりで、一応端末機を準備するにあたって、本市でも4億以上の経費を計上したわけですが、この機械に慣れている子ども、また先生、そういうのも、できるだけ多くの方に慣れていかなければ、してもらわなければ困るわけですので、先生方の研修とか、また子どもたちに指導するにあたっての研修とか、また外部から講師を呼んで学ぶ機会とか、そういう機会があると思います。特に学校の施設の中で、教室にはたしかWi-Fiを使えるような感じが受け取れますが、体育館とか教室もいろいろございますので、そういう設備等にも経費がかかってくると思います。

文科省のこの資料によりますと、経産省のほうでこのエドテック導入補助金についてという資料がございます。こういう設備をするにあたって、できるだけ末端にお金がかからないような方法が取れると思いますので、ぜひそのへんを考慮しながら、今後のこの取り組みの中に生かしていただきたいと思います。答弁できる場所をお願いします。

○議長（中村正彦君）

答弁を、宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

古屋始芳議員の再質問にお答えします。

教育委員会では、このGIGAスクール構想をすすめるにあたりまして、家庭でのパソコンの環境等を調べるために各学校で調査を行いました。

その内容につきましては、インターネットのWi-Fiルーターの保有率は95%と高いながら、5%の家庭ではまだそういうものが整っていないとか、パソコンにつきましても1人、子どもたち1人ずつに各家庭で用意をしなければならないということで、相当数が不足するというようなことも出ておりましたので、先ほどの答弁の1人1台パソコンを貸し出すというようなことも検討をしているというようなこととお話をしたところですけども、また保護者の保

護者会からのアンケートにつきましては、休業中の学習の状況や、オンライン授業に関するアンケート結果と新型コロナウイルスによる休校をきっかけに、学習方法の新しい可能性について提案をしていただきました。

また保護者も大変、不安や課題を持っているというようなこともお聞きしておりますので、今後また研究を進めるにあたりまして、保護者の意見も取り入れた中で進めていきたいと思っております。

また今後のこの事業を進めていくにあたりまして、教職員の研修は地元の企業などのご協力も得た中で進めていくとともに、また学習にあたりまして学習支援ソフトや、デジタル教材などの設備も整えて子どもたちが有効に活用できるようにしていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○6番議員（古屋始芳君）

ぜひ前向きにいろいろな方法を考えながら取り組んでいただきたいと思います。

子どもの学力は取り戻すことができます。努力して、学んで、取り戻すことができますが、この期間中にいろいろな思い出づくりの運動会とか、修学旅行とか、学園祭とか、そういう学校の行事が全部廃止になっております。思い出づくりの大切さというのも教育の一環でございますので、ぜひ今後の取り組みの中で、そういうことも頭に入れながら取り組んでいてもらいたいと思います。

午前中の最初の質問で、市長が2期目に向かって素晴らしい決意を発表していただきました。できるだけスピーディーに大きな力を蓄えて、この事業にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、古屋始芳君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時01分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

続いて、通告に従い、神宮司正人君の質疑および質問を許可いたします。

7番、神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

ただいま議長のほうから許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

笛新会の神宮司正人です。

本年1月、わが日本に侵入してきてしまった新型コロナウイルス感染症から早や5カ月、今や全世界に蔓延し、非常に多くの感染者、死者を出し、今なお重篤でウイルスと懸命に闘っている患者さんがいらっしゃいます。お亡くなりになりました方々のご冥福と、現在闘病している患者さんの一日も早い回復をお祈りするとともに、懸命の治療に携わっておられる医療従事者、それをフォローする関係者の皆さま方のご努力に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、新年度が始まって2カ月半を経過する中、市内小中学校、また保育所等にありましては、入学式・入園式を行ったものの、正常な状態の教育現場とは決して言えない状態が続いてまいりました。

緊急非常事態宣言が解除されたとはいえ、北海道、東京の例のような第2の波の状況によりましては非常事態宣言が再度、発令されかねないと思われまます。

学校の先生方や保護者はもとより大変な努力をいただいておりますが、とにかく、学びの機会を妨げられている児童・生徒が気の毒でなりません。特に新1年生になりました子どもたち、また次年度初めは来春になるのか、9月になるのか分からない進学が待っている子どもさん方は大変な、不安な思いを抱いております。

本市でも5月25日から学校が再開されておりますが、等しく教育の機会は子どもたちに公平に与えられなければなりません。

そこで、本市教育委員会でも大変なご苦勞をいただいておりますことと思っておりますが、本市の対応をお伺いいたします。

まず、本市では5月25日、通常のエ育活動を再開されましたが、今後の学校の正常化等を含め、2カ月余りの教育の遅れを取り戻すカリキュラム等はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、新学期早々から出遅れてしまった環境下で、知育のための児童・生徒の教育格差が起きないように取り組みは検討されているのか伺います。

3点目、体力を付けることも大切であり、子どもたちの部活動についての取り組みは文科省の方針・県教委との調整もあるとは思いますが、本市の対応はどうされるのか。また、本年から取り組むとしていた石和3小学校の民間施設を活用した水泳実技の授業は、コロナの影響により中止となってしまいました。民活の考え方、これは非常に大いに賛同できるところでございます。今後、先々の方針はどのようなになるのかお伺いをいたします。

最後に、発達期の子どもたちにとって食育教育はなくてはなりません。学校給食の再開の状況、不測の事態、再度の緊急事態宣言発令等についての対応策はいかがか、お伺いをいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えします。

まず、教育の遅れを取り戻すカリキュラム等についてです。

本市においては、市立小中学校の夏季休業期間を8月1日から8月19日までとし、通常よ

り14日から18日間短縮することで授業時数を確保します。

また、各校においては、学校行事の簡素化、精選による取り組み時間の縮減および家庭学習との組み合わせを行うなど、必要な教育が行えるよう柔軟にカリキュラムを見直しています。

次に児童や生徒の間で、教育格差が起きないようにするための取り組みについてです。

家庭学習の取り組みには個人差が見られるため、子どもたちの不安な気持ちに寄り添いながら、複数の教員による指導や個別指導、NPOと協力した放課後の補習により学力の定着を図っています。

次に、部活動の対応と民間施設を利用した水泳授業についてです。

部活動については、6月1日から県の部活動ガイドラインを踏まえ、時間や活動内容を考慮しつつ段階的に再開しています。三密を避けるよう練習内容と活動方法を工夫し、運動部においては、過度な負担がかからないよう運動量を調整しながら指導しています。

水泳授業に係る民間施設の活用については、専門的な指導、より安全で計画的な授業の実現などの教育的な効果や、プール施設の維持管理に係るコスト縮減などの財政的効果等を検証した上で、今後の方針を決定していきます。

来年度、事業の実施により、事業効果が認められた場合は、石和南・東・北の3小学校以外へも民間施設の活用を拡げていきたいと考えています。

次に、学校給食の再開状況と不測の事態への対応策についてです。

学校給食は、5月27日から衛生管理の徹底や配膳の簡略化などの感染症対策を行い再開しています。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る子育て世代への支援策として、6月から11月までは給食費無償化の措置を取っていますので、保護者負担はありません。

また、感染症の発生による臨時休業の事態に備え、日頃から賞味期限が長い食材を有効活用したり、キャンセルできない食材の使用を極力少なくするなど献立を工夫しています。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

部長には丁寧な回答をいただきまして、ありがとうございました。どうか子どもたちを取り巻く環境は日々刻々と学校のほうを取り巻く環境が情勢、それぞれ変わってまいります。また、今年の秋冬には第2波のコロナおよびインフルがダブルで再来するであろうというふうな専門家の見通しもありますので、その都度、市教育委員会は学校と連絡を密に取り合っ、子どもたち第一な、的確な対応を切にお願いしたいと思います。

望月教育長、初めて今回参加していただきましてありがとうございます。また教育の問題、いろいろな課題が先ほどの古屋議員さんのところにもあると思いますので、ぜひ教育委員会、あるいは学校の先生方と子どもたち第一で進めていってほしいと思っています。よろしくお願ひします。

それでは次の、地域の産業である農業・観光・商工業の事業者への持続化に強力な支援をとということで質問をさせていただきます。

風が吹けば桶屋が儲かるというような例えがありましたが、このたびの新型コロナウイルス

感染症は私たちのどなたにとっても何一つ良いことはありません。ウイルスの感染力の速さと比例して、全世界経済がわずか数カ月でストップしてしまったと言っても決して過言ではないと思います。人の流れがストップし、市内を見ても、観光産業・流通交通が大変な状況で悪化し、裾野であるすべての飲食を含む他の産業まで影響を受けてしまい、多くの市民が苦しんでおります。

日本および世界経済でも新型コロナウイルス感染症の影響で、特に、生活弱者である多くの一般市民も急激な生活環境悪化により大変な思いをしております。

また、中小事業者・個人事業主の皆さんは人の流れがストップしたことにより売上が著しく減少し多大な影響を受けております。

つい最近まで、いざなぎ景気を超え、オリンピック需要で景気は引き続き好調であるとの見通しをアナウンスしていたのは年明けまででしたでしょうか。

大企業は、利益が出たときには多ければ内部留保の形で蓄えができていますが、大多数の小規模事業者は、数カ月仕事が止まっただけでも、ものの数カ月、せいぜい半年くらいしか経営維持できないのが現実であると思います。このことは市長もすでにご存じのことと思います。

どうか本市の産業形態に鑑みて、困窮している本市の市民・農業・観光・商工業の事業者をこの非常事態から救済してあげる方策を強力に推進していただきたいと考え、以下質問をさせていただきます。

まず、市内の産業を担う農業・観光・商工業の事業者は大変なご苦勞をいただいています。平常時を取り戻すまでには今後、相当な時間と体力を要すると思われまます。第2・第3の追加支援を行っていく考えはあるのか、お伺いをいたします。

次に2番目として、国の持続化給付金が支給され始めておりますが、その対象者は市内にどのくらいあるのか。また、国の給付金だけでは市内の地域経済を支えている小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等を救済することは不十分であると考えまます。本市では独自でこれに上乗せして応援金、あるいは給付金を支給する考えはあるのかお伺いいたします。

最後に、本県では非常事態宣言が5月19日解除されてから1カ月余りになりますが、本市では、新型コロナウイルス感染症の第2波が来た場合を見据え、現在行っている支援策のような追加支援を考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めまます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えしまます。

はじめに事業者への第2、第3の追加支援についてです。

まず農業経営への影響としては、消費の落ち込みによる農産物の価格低下が懸念されまます。市では、JAと連携し、農産物の販売促進事業をしっかりと行っけていまます。

次に、観光業への支援策については、全国に先駆けて発表した「ふえふき宿泊お得キャンペーン」と、市独自の第2の支援策となる観光促進キャンペーン事業を併せ、首都圏の状況を見ながら進めていまます。

商工業については、市独自の支援策として、国の持続化給付金の対象とならない、今年に入っけてから新たに創業した事業者の事業継続を支援する笛吹市創業持続化支援事業を6月1日から

実施し、現時点では、7件の給付決定をしたところです。また、資金繰り対策として、国、県の融資貸付制度および市の小口資金融資制度を有効に利用していただけるよう、今後も売上高減少の認定事務等にスピード感をもって対応していきます。

飲食店への支援策については、飲食店支援クーポン事業として、県事業への上乗せ補助、ドライブスルーによるテイクアウト事業など、売り上げアップのための支援を行っています。

今後も、さらなる利用促進を図っていきます。

以上のように、現状の支援策等を着実に進めることを第一とし、これから動き出す国の「Gotoキャンペーン」、県の新たな支援策の内容等を確認し、必要に応じて、農業、観光、商工業への追加支援を検討していきます。

次に国の持続化給付金の給付対象者数と国の経済支援策への市独自の上乗せ給付についてです。

持続化給付金の給付対象となる市内の事業者は法人が約2,050社、個人が約3千人となります。給付対象要件である前年同月比において、50%以上の減収があった事業者数については、把握できていません。

国の制度である持続化給付金については、国の2次補正で、支給対象の拡大が図られ、フリーランスや創業直後の事業者への支援もできるようになったところです。

今後における市独自の上乗せ給付については、国、県の制度内容等を確認し、市として必要な部分について、検討していきます。

次に第2波が来た場合における追加支援についてです。

今後、新型コロナウイルスの感染拡大については、第2、第3の波が来ることも想定されますので、これまでと同様に、国、県の対応状況を見極めながら、必要に応じた支援策を講じていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

1点目の答弁では、事業者への追加支援策は、国・県の2次補正等の状況を見ながら必要に応じて追加支援も検討してまいると。

2点目の答弁では、持続化給付金についての回答をいただきました。市独自の今年から創業した事業者に対して、給付支援をすることとした。今後の市としての上乗せ給付については、国・県の制度内容を確認し、市として必要なものは検討していくというふうな答弁だったと思います。丁寧な答弁をいただいているようですが、産業観光部長の答弁は少し弱いような気がして思えてなりません。

よその同規模程度の自治体では、追加支援策を次々と打ち出して、中にはある議会でも問題にさえなっているところもございます。

多くの農業・観光・商工業の事業者の生き残りは、本市の産業構造自体を変えることとなります。特に商工会関係会員約1,700名の方が淘汰されるような事態になってしまいましたら、コロナ終息後、ゼロからの再生どころかマイナスからの再生をしなくてはなりません。市長にはしっかりと追加対応をしていただきたく、強く要望をしていきます。

戦後75年を経て、官が雪害ですとかモモのせん孔細菌病等で農家を支援することはありましたが、商工事業者に対して手を差し伸べるのは戦後初めてのこのように感じております。市長は市民ファーストを掲げ、ここに第一の支援策を今回掲げました。多少スピード感が遅いと一部の市民からの声も中にはありますが、私も市民目線を掲げさせていただき、市民の立場で市政に対応させていただいておりますが、生活弱者、今支援をいただかなければ立ち行かなくなる市民のために対応することは、喫緊の課題であります。市内の観光業者はもとより、飲食業関係者、個人事業主、農業で花栽培、あるいはイチゴ、サクランボ等、生産者はすでに売り上げが去年の半分どころか80%も落ちて、大変なご苦労をいただいている方々が大勢いらっしゃいます。

いよいよ最盛期を迎え、観光、桃・ブドウ農園の経営者でさえ、順調にお客さんが来てくれるのかと、大変不安を抱きながらの農作業の準備に追われているのが実情でございます。

また、人の往来が解除されたとはいえ、まだまだ本来の客の戻りではありません。飲食店ではせめて売り上げをカバーするために、弁当のテイクアウトの看板を手作りで掲げ、努力しているお店は市内の至るところで見受けられます。

失礼ながら前席の執行部の皆さま方、今年のもし収入が半分になってしまったとしたらどうされますか。市民は今、必死で頑張っております。その市民を助けてあげるのが官であると思っておりますので、ぜひとも市民ファースト、市民の立場になって、市長は市長の対応でやっていただき、担当部署は市民一人ひとりにしっかりと誠意をもって対応していただきたいと思っております。

北杜市では、独自の支援策をしまして、商工会会員事業者の持続経営を応援するために、北杜市事業者応援金を5月から開始しております。一方、また南アルプス市にありましては、国の持続化給付金を受けた方に対し、給付額の30%を上乗せし、上限として市から支給するとあります。

そこでこの間、二度の臨時会等を経まして決定されてきました笛吹宿泊お得キャンペーンの状況について伺います。

6月16日より観光業支援策として予約サイトで申し込みが始まっていると思っておりますが、当初の予定では4月19日からのスタート予定でありましたが、その状況について、どうなっているのか部長にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

再質問にお答えします。

笛吹市宿泊割引事業についてですが、議員がおっしゃるように6月16日から予約サイトを開いているわけでございますが、6月19日から都道府県の県境をまたいだ移動が緩和されたということですので、6月19日の宿泊分から9月30日の宿泊分までを6月16日から予約を受けているところでございます。

今日現在、今朝の状況ですが、設定クーポン金額、これは9千万円で、1億円予算はあったんですけども、1千万円は秋に残すということで、9千万円を、クーポン金額を設定させていただきました。今朝の状況ですと、その中の79.8%、7,180万円分のクーポン券が1週間で販売されているといった状況でございます。

全体予約人数については1万4千人、これは推計の数でございますけど、1万4千人が予約されていると思います。非常に早いスピードで予約がされていまして、ホテル・旅館でも喜んでいるような状況でございます。

内容につきましては、7月の4連休、23日から26日、それからあとお盆休みに集中しているような状況でございます。

また、利用になられている居住地については、東京都が4分の1の25%、神奈川県が17%、県内、山梨県が12%、静岡・埼玉県はともに10%といったような状況でございます。

今後は、国のGoToキャンペーン、これは8月から始まるようでございますが、その内容を見極めながら、新たな方法等を考えて誘客につなげていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

予約がかなり殺到していて好評であるとの回答であった、少しは安心するところでございますが、キャンペーンは今のところ順調のようですけど、総体的に見て今後の対応で、少し弱いような感じがしてなりません。前段の答弁で、持続化給付金についての答弁をいただきましたが、国の持続化給付金だけでは中小事業者、約2～3カ月くらいしか持たないというふうに、それが実情のようでございます。2波、3波は必ず来ると、専門の方は捉え方をしています。この非常事態に対して市民をしっかり守りきらなくては駄目だと思っております。コロナ終息後、市には貯金が残ったけど、振り向き気が付いたら市民がいなかった、それではどうするのでしょうか。

国は大手スーパー企業が大幅な赤字を出したなら間違いなく支えますけども、地方自治体の市長、山下市長はしっかりと地域の中小事業者のために、この際、市の貯金をはたき出してでも、ここは必ず支援するの決意をもって対応していただきたいというふうに思っています。

市長をはじめ執行側も、われわれ議会も、市民の皆さまも本当に一体となって、この大変なときを乗り越えていかなければならないと思っています。

今ある本市の貯金は、本市の市民のために、市民を守りきるために全額投資するくらいの覚悟をもって、市長には対応をしていただきたい。強く要望したいと思います。

最後に、先ほど、われわれ笛新会の荻野議員の質問に対し、10月の市長選に再選立候補を力強く、私のすべてを掲げ市民に対応していくと市長は表明されましたが、本市の農業・観光・商工業事業者および市民をこのコロナウイルスからしっかり守りきる決意を、いま一度お聞かせ願えれば幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（中村正彦君）

答弁を、山下政樹市長。

○市長（山下政樹君）

先ほど出馬表明ということでお話をさせていただきました。その中でも、いろいろお話をさせていただきましたので、多少重複するかもしれませんが、どうかお許しいただきたいと思えます。

まず、今回の2問目のほうの質問で、現在のコロナ対策における本市の産業のお話をさせていただきました。いろいろな形で全協、そしてまた各会派の皆さまに、また議員の皆さまにも

ご協力をいただいて、まずはわれわれから身を削りましょうということで、われわれの給料から、11月までをご協力をまずいただいたということですので、やはりそこから入っていくことが重要ではないかと思っておりますので、決して市民の皆さまだけが苦しんで、それをまったくわれわれが知らないような、そんな感じではまったくないということを、ぜひともこの場でご確認をしていただきたいと思います。

われわれも十分、市民の皆さまの今の痛みというのは、本当に痛切に感じておりますので、それですから職員本当に頑張ってくれていて、今回の7億近い予算、本当に迅速に担当課が給付に向けて、また早い形でマスクを配ったり、いろいろな形でやってくれていますので、そのへんはぜひともご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、多少遅いなんていう部分もありますけれど、よくよく皆さん見ていただければ、新聞を見ていただければ、早く打ち出しても結局やっているのは6月くらいの議会で行っているところがほとんどでございますから、決して私どもの市が、対応が遅いなんていうことは、決して私はないと思いますし、とにかく国・県がどういうことをやるのかをよく見ませんと、同じようなことをダブってやってもしょうがないんですから、ここはぜひともご理解をいただきたいというふうに思います。

その中で、当然われわれのほうも、これから第2、第3波が来ると、これは先の話は誰も分かりませんが、とにかくそういうものにもしっかり備えていかなければいけないというふうに思います。

8万円給付という、たしかにすごいことだと思います。しかし、50億円というお金を、要するに基金を取り崩して本当にいいのかというのが、議会の中でもだいぶ議論されております。当然のごとく、うちのほうも基金はあります。ただ、そこも当然すべてをはき出すわけにはいきませんので、財政等もしっかり睨みながら、第2、第3波の波が来たときに、しっかりした対応が打てるような、そういう体制づくりを今、これから考えていきたいというふうに思っておりますので、たしかに商品券という、地域商品券というのも一つの考え方だと思います。大いに検討の余地があるのではないかなと思いますし、医療崩壊を招くなということで、先ほども答弁がありましたので、医療崩壊というものも、十分、県がかなり頑張ってくれていますけれど、医療も支えていかなければいけませんし、いろいろな形で支えていきたいと思っておりますので、このあたりまた議員のいろいろなご意見、皆さんのご意見を聞きながら、最終的に結論をしたいと思いますけれども、まだまだ正直、1つ言えることが長い戦いになるということですので、今すぐここで何かしなければいけないということも必要ですが、後々のことも十分頭に置きながら、しっかり対応をしていきたいと思っておりますのでご指導ください。よろしく願いいたします。

○議長（中村正彦君）

神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

市長には力強い、いろいろなご意見もいただきまして、誠にありがとうございます。今現在、6月8日までに持続化給付金の申請が全国で180万件、その約3分の2に相当する120万件が約1兆6千億円になりますけれども給付されております。しかし、先ほど市長も言われましたように、2波、3波が来たとしたならば、到底今までの支援だけでは足りないというふうなことも考えられますので、南アルプス市のような追加支援等も、また時には必要だというふう

に考えていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、国の特別定額給付金ですけども、10万円の給付が後期高齢者、1人で生活している方の中には、普通の人々には何でもないようなことであっても、コピーして貼り付けをする、その方法さえ分からない。そういう方もいらっしゃるような話をたまに聞きます。

かなりの確率でもって、95%くらいですか、給付されていますが、残りの5%がもしそういう方であったとしたならば、一番届いてほしい人たちに届かないというふうなことになると思いますので、申請終了がまだあと2カ月くらいになっています。何とか救済してあげてほしいことを切に、そういう方を切にお願いして、失礼な発言があったかもしれませんが、私の一般質問を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、神宮司正人君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を40分から行います。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

続けて、一般質問を行います。

通告に従い、武川則幸君の質疑および質問を許可いたします。

2番、武川則幸君。

○2番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

議長の許可をいただきましたので、有料指定ごみ袋制度の現状と改善点について質問いたします。

平成29年4月から、甲府・峡東クリーンセンター完成に合わせて、二酸化炭素排出量の抑制による環境対策として、家庭ごみの減量化を目的に有料ごみ袋制度が始まりました。有料化を導入した全国118の市を参考に翌年度の平均減量率マイナス12.9%、5年目はマイナス14.1%の排出量の減量効果が見込める大袋45リットルが1包10枚入りで300円とし、可燃ごみ焼却負担金約3億9千万円の15%、5,800万円の公費処理費用減額を見込みました。

なお、小売店等で販売された売上金は、市へ入金されたあとに、袋1枚の代金約6円や販売手数料約4円などの経費を支払い、販売利益による支援策・環境施策に充て、残金は可燃ごみ焼却負担金に充当されるとのことでした。

有料指定ごみ袋制度開始から3年を経過いたしました。私と同じ地域に住む方や市内の他の町に住む友人などから、隣接する他の市に比べて有料ごみ袋の料金が高すぎるとの声を多く寄せられています。

近隣各市が当市のほぼ半額であり、他市との境界近くで袋を販売する小売店やドラッグストアで隣り合わせで陳列されているものを目にすれば、どなたでもストレスを感じると思います。

さて、有料ごみ袋制度は、環境対策としては必要であるとの市民の皆さんの認識は一定程度いただいていると思われませんが、笛吹市は有料ごみ袋の価格設定の根拠を、分かりやすく紹介することが少なすぎたと思います。

今回発行した広報「ふえふき」では、環境ニュースとしてごみ収集品目と料金などや、合併後のごみ減量実施取り組みと減量率についてなどを取り上げてはいますが、令和2年度予算では、歳入のごみ袋販売手数料と資源物販売代金の特定財源などが、ごみ減量化推進事業、ごみ収集事業、ごみ処理事業、資源物回収事業、ミックスペーパー・その他プラ回収事業および衛生対策事業などへ充当され、市民の皆さんへ還元されていることなど、情報をきちんと示す必要があると改めて訴えます。

日銀甲府支店では6月の県金融経済概観で、県内景気の総括判断について、新型コロナウイルス感染症の影響で一段と悪化した状態が続いているとして、前月から据え置きました。

新型コロナウイルスのため、これから数年は一般家庭の家計も大変厳しいものになると思われれます。

市としては、有料指定ごみ袋制度の価格等を改定するのか、次の点について質問いたします。

1つ目は、現在、市が保有する有料ごみ袋の在庫数と、完売見込み年月を伺います。

2つ目は、ごみ袋の販売価格の改定を含む減量化および資源化の推進に関し、市長の諮問に応じ調査および審議する、笛吹市廃棄物減量等推進審議会の本年度開催予定を伺います。

3つ目は、ごみ袋販売手数料や資源物販売代金などが特定財源のごみ減量化推進事業、ごみ収集事業、ごみ処理事業、資源物回収事業、ミックスペーパー・その他プラ回収事業および衛生対策事業の、令和元年度の各事業内容と成果を伺います。

最後に、笛吹市民の感情に寄り添った、心理的・経済的負担の軽減を実行し近隣他市との均衡を図る、ごみ袋販売価格の値下げを検討することが必要であると思いますが、市ではどのように進めていくのか所見を伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

武川則幸議員の一般質問にお答えします。

まず、市が保有する有料指定ごみ袋の在庫数と完売見込み時期についてです。

令和2年6月1日現在における有料指定可燃ごみ袋の在庫数は、容量が10リットルの小袋が12万4,200枚、20リットルの中袋が34万1,400枚、45リットルの大袋が12万9,800枚となっています。この在庫分につきましては、本年12月ごろに完売する見込みでございます。

次に、ごみ袋販売手数料や資源物販売代金等を特定財源とする事業の令和元年度における事業内容と成果についてです。

令和元年度においては特定財源として、ごみ減量化推進事業に3,910万円、ごみ処理事業に2,798万円、資源物回収事業に2,595万円、衛生対策事業に180万円を充てています。

ごみ減量化推進事業では、有料指定可燃ごみ袋の在庫管理や保管に関する委託を行うとともに、ごみの分別の推進と減量化を図るため、ごみの減量化に係る広報活動や、生ごみ処理機購入補助、行政区や学校等での分別説明会などを行い、ごみの減量化に対する理解を深めています。

ごみ処理事業では、市民から排出された可燃ごみや粗大ごみ等を適切に処理するために必要な事業を行っています。

事業成果として、有料指定可燃ごみ袋導入前の平成28年度の可燃ごみの回収量1万990トンに対し、導入後の平成29年度は9,490トン、平成30年度は9,660トン、令和元年度は9,751トンとなり、平成29年度の有料指定ごみ袋導入以降、可燃ごみの減量化が図られています。

資源物回収事業では、資源としてリサイクル可能なビン、缶、ペットボトルなどを分別し、ごみの減量化を図っています。

また、各行政区から回収された資源物を販売することで得た利益を回収量に応じ、各行政区に奨励金として還元しています。令和元年度は、奨励金として131行政区に対し、総額2,312万円を交付いたしました。

衛生対策事業では、山間部や市街地で不法投棄パトロールを行い、公有地で発見された不法投棄物の回収を行っています。

また、夜間など人目の少ない時間帯に不法投棄が繰り返される場所には、防犯カメラを設置し、定点監視を行い、不法投棄の抑止や不法投棄物の早期発見と早期回収に努めています。

次に、ごみ袋販売価格の値下げの検討および笛吹市廃棄物減量等推進審議会の開催予定についてです。

有料指定可燃ごみ袋の価格の見直しについては、ごみ処理に関する手数料の全体的な見直しの中で検討していきます。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、市民の皆さまの声を直接伺うための、意見交換会やアンケート調査の実施が遅れておりますが、これらを実施した上で、市として見直し案を取りまとめ、廃棄物減量等推進審議会へ諮問し、答申を受けたあと、市としての方針を示したいと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○2番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。1番目で質問した有料ごみ袋の在庫数については、今年の12月ごろに完売するとの返答でした。この機会に有料ごみ袋制度に関する事項の変更を考えるのが必要ではないかと申し上げたいと思います。

笛吹市が45リットル袋1枚30円と決める際に参考とした118市の状況は、当市より安い10円から20円台は11の市で9%、当市と同じ30円台は27市で23%、当市より高い価格設定をした40円から70円台は半数を超える80市で58%であり、30円台に設定したのは、ごみの減量を促す効果として決して間違いではなかったと思います。

3番目の質問の返答の中で、ごみ減量化推進事業では、ごみの分別の推進と減量化を図るため、ごみの減量化にかかる広報活動や行政区や学校等での説明会などを行い、ごみの減量化に対する理解を深めた。また、事業成果として、平成28年度から制度導入後の29年度、30年

度、令和元年度は減量化が図られたとのことですが、制度開始後、平成28、29年度、2カ年間家庭ごみの処理事業に関する各項目ごとの収支の状況を調査したところ、収入としては2カ年分を平均するとごみ袋販売手数料、売上金に当たりますが、年間約8,699万円、資源物販売代金1,848万円などがあり、支出としては指定可燃ごみ収集袋作成料が年間1,295万円、指定可燃ごみ袋の取り扱い業務料1,885万円、粗大ごみ処理業務量3,466万円、先ほども出ましたけども市内131の行政区に対する資源物回収奨励金2,497万円、資源物の処理保管業務を委託する資源物回収事業295万円、ミックスペーパーその他プラ回収事業976万円、それに20リットル袋を乳幼児世帯に20万4,960枚、在宅介護者へ1万1,205枚、障がい者へ3,563枚を無償配布した支援策経費94万円、可燃ごみや粗大ごみの収集運搬費1億4,748万円、組合負担金4,025万円などがあります。

隣接する甲府市や山梨市では、45リットル袋の単価が当市の約半額であり、笛吹市民の不公平感をなくすため、例えば粗大ごみ処理業務量を年間3,466万円相当額を一般財源から補てんするか、または甲府市が導入している粗大ごみ用ごみ処理券、求めてきましたけれども、これがそうですけども、これを取り入れることなどにより、値下げを検討してはいかがでしょうか。

伺います。

いったん動き出した方式を変更することは、それぞれ各市の対応が難しいと思いますが、理想としては甲府・峡東クリーンセンターを運用する4市が同じ有料ごみ袋制度とすることによりコストダウンなどが見込まれてよいのではないかと思います。

4市におけるシステムというか、制度の統一を目指すなどの広域連携強化を申し入れる考えがないか伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

再質問にお答えします。

4市の担当課長会議の席上で、料金体系の統一につきまして協議を行ってまいりました。構成市が独自に決めている場合や、民間事業者がこの製造を行っている市もございまして、今のところ統一するのは難しい状況でございます。

以上です。

○議長（中村正彦君）

武川則幸君。

○2番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。なかなか簡単ではないと思いますが、機会を捉えて長期的に対応をしていただきたいと思います。

次に伺います。

支援策経費の中に、ごみ袋無償配布事業として20リットル袋を2歳未満の乳幼児、寝たきり高齢者や在宅障がい者などへ無償配布する笛吹市有料指定ごみ袋の無償配布助成要綱があり、第4条に申請方法が規定されていますが、例えば出生届や福祉部でやっております紙おむつの助成を受け取ることになった場合は、自然に、川の流れのように自動的に支給すると要綱を改

定することで、出産直後や在宅介護の家庭の負担軽減を図ることができると思いますけども、市の考えを伺います。

○議長（中村正彦君）

答弁を、雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

再質問にお答えします。

これにつきましては、それぞれの担当窓口で申請を受ける際に、相手の様子を伺うということもございますので、この申請交付につきましては、今後も継続してやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村正彦君）

武川則幸君。

○2番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。市の規則なんかで申請第一主義みたいに私は感じているんですけども、できるだけ自然と、中で内部調整をできるものについては内部調整をしていただき、市民の方があらゆる問題で申請とか、市役所へ行っての対応が楽になるようなシステムづくりを心掛けていただければ、ありがたいなと思います。

優しさを最大限に発揮することを望みます。

山下市政においては、家計を預かる市内の多くの方々がストレスを感じないよう、先ほど申し上げた粗大ごみ処理相当額を上乗せされることなどを、ぜひとも考えていただきたいと思えます。

有料ごみ袋の作成時期となったこの機会に、一般家庭に優しさあふれる有料ごみ袋の値下げを実行することを期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、武川則幸君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はここまでに留め、延会にしたいと思います。

これご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議はここまでに留め、延会することに決定いたしました。

次の本会議は明日23日、午前10時から再開いたします。

本日は、これをもって延会といたします。

ご苦労さまでございました。

延会 午後 3時02分

令和 2 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 2 3 日

令和2年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和2年6月23日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第61号—議案第79号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	須田徹
総合政策部長	深澤和仁	会計管理者	石原和加子
市民環境部長	雨宮昭夫	保健福祉部長	飯島尚美
福祉事務所長	赤尾好彦	産業観光部長	小宮山和人
建設部長	標博司	公営企業部長	西海好治
教育部長	宇佐美正博	総務課長	雨宮和博
政策課長	水谷和彦	財政課長	返田典雄
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	横山祥子
農業委員会会長	赤岡勝廣		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田中親吾
議会書記	霜村直人
議会書記	横山慶

○議長（中村正彦君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。なお、換気を行うため、一般質問1人終了ごとに暫時休憩といたします。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては質問者および答弁者は上着を脱いでも結構であります。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第1および日程第2、昨日に引き続き上程議案に対する質疑および一般質問を行います。

それでは通告に従い、前島敏彦君の質疑および質問を許可いたします。

17番、前島敏彦君。

○17番議員（前島敏彦君）

昨日に引き続きの一般質問ということでございまして、昨日と多少かぶるところがあるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

また、新型コロナウイルスということで、いろんな被害等も出ております。そういった中にはお見舞いと、また亡くなられた皆さま方にお悔やみを申し上げたいと思います。

本日2問ということで質疑させていただきますけれども、まず最初に小中学校における新型コロナウイルス感染症対策ということで、臨時休業期間が終わりまして、子どもたちが楽しみにしていた小学校生活がようやく再開をいたしました。友だちと一緒に勉強ができるようになってうれしいという多くの子どもたちの声を聞きます。

一方、県内では高校生の感染が確認されるなど、感染のリスクが懸念されております。そこで、以下伺います。

はじめに、給食時における感染リスク対策についてを伺います。

新型コロナウイルスの感染を防ぐために、私たちもそうではありますが、子どもたちは学校生活の中で、常にマスクを着用しなければなりません。しかし、給食時には、マスクを外さなければならないということから、感染リスクが高くなっていることが予想されます。

長野県長野市の小中学校では、配膳時間を短くする等の理由から、当面の間、コップパンに

おかずを挟んだ調理パンに牛乳、デザートのみを提供するよう取り組みを始めたようであります。また、子どもたちの配膳時間を短くするために、おかずを通常より1品減らす学校や、教師が配膳を行う学校など、工夫を凝らした様々な取り組みを行っていただいております。

このような取り組みを踏まえ、本市では給食時における感染リスクを少しでも低くするための対策はどのように考えておられるのか伺います。

次に、学校での感染症対策と暑さ対策についてであります。

緊急事態宣言が解除となりましたが、引き続き感染拡大を予防するため、新しい生活様式が様々、政府から示されました。第2波を警戒する中、今月に入りまして東京都ではクラスターと思われる感染が発生をいたしました。授業再開に当たり、学校でもクラスターの発生が懸念されますが、さらに、これから本格的な夏を迎えるにあたり、例年以上に熱中症対策も十分配慮する必要があると考えます。休校に伴う授業の遅れを取り戻すために必要な授業数を確保しながら、感染症対策と暑さ対策の両立が求められますが、児童生徒が安心して学習するための対応・対策についてを伺いたいと思います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

前島敏彦議員の一般質問にお答えします。

まず、給食時の感染リスクを低くするための対策についてです。

給食時の感染症対策は、国や県が示すガイドラインなどを踏まえて実施しています。

食事の前後の手洗いの徹底、教師による配食を行う、児童生徒の健康状態の確認、配膳時には列の間隔をあけて密集を避ける対策を取っています。食事の際は、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなど飛沫感染を防ぐ対策を取っています。

また、献立については、配膳が簡略化でき、少ない品数で必要な栄養摂取が可能なメニューに変えるなどの工夫をしています。

次に感染症対策と暑さ対策を両立し、児童生徒が安心して学習するための対応についてです。

感染防止の基本対策として、各校において身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを実施しながら、3つの密が重ならないよう教育活動を工夫し、感染リスクの低減を図っています。また、熱中症対策として水筒の持参によるこまめな水分補給、教室での早めのエアコン使用など、室内温度が上昇しないよう温度設定に配慮しています。

体育の授業においては、身体へのリスクを考慮し、運動時にはマスクを外すものの、児童生徒の間隔を十分に確保しながら、不要な会話等を行わないよう指導しています。また、校庭に暑さ指数計を設置し、指数が高い場合は、屋外の授業は中止しています。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

前島敏彦君。

○17番議員（前島敏彦君）

ありがとうございました。

学校での感染という中におきましては、これはどうしても避けて通れないことだと思ってお

りますし、市のほうではスクールバスも、今までは40人ぐらい乗れるんですか、これも増やして、そして間隔をあけて登下校に使用されているということで、大変住民の皆さんからありがたい話も聞いております。

また、配膳等にも先生方に配膳をしていただいたり、いろいろな工夫を凝らしたこともやっておるということも聞いております。改めて敬意と感謝を申し上げながら、2問目の質問に入らせていただきたいと思います。

次に、防災対策についてであります。

関東甲信越地方も梅雨に入りまして、大雨により土砂災害や低い土地での浸水が心配される季節となりました。今年も梅雨入り早々九州地方や西日本では大雨になるなど、災害への対応が重要となります。そこで以下伺います。

はじめに、災害時における避難所の開設および対応についてを伺います。

今年の台風19号では、笛吹川をはじめとする河川の氾濫が危惧され、複数の避難所が同時に開設をされました。一部の避難所が満員状態になるなど、市民が近くの避難所に行けず、速やかに避難できない状況があったと聞いてもおります。このような経験を踏まえ、避難所の開設およびその他災害対応について、昨年からの改善を行った事項等がありましたら伺いたいと思います。

次に、避難所における新型コロナウイルス感染症対策についてを伺います。

今から本格的な台風シーズンがやってまいります。避難所を開設する場合、今年は新型コロナウイルス感染症への対策も必要になってくると思いますが、どのように考えているのかを伺いたいと思います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

前島敏彦議員の一般質問にお答えいたします。

まず、避難所の開設およびその他災害対応の改善事項についてです。

今年の台風19号襲来時の対応では、浸水想定区域外の安全な地域の指定避難所を段階的に開設したことおよび避難者に対して避難先を明確に示すことができなかったことから、一部の避難所に避難者が集中してしまいました。

これらを踏まえた今後の方針として、避難情報を発令した地域の住民を対象とする指定避難所を発令と同時にすべて開設いたします。

また、地震や水害などの災害種別ごとに避難先が異なる地域があることから、平時のうちから、区長会や自主防災組織への説明、出前講座、市の広報紙およびホームページを通して市民の周知徹底を図ってまいります。

しかしながら、避難情報が発令された地域にお住いのすべての市民の方を受け入れられる指定避難所を確保することは現実的には難しいことから、市民の皆さまそれぞれが、あらかじめ親戚や知人宅など、有事の際に安全に身を寄せられる場所を確保すること、さらには、自宅が浸水や土砂災害の危険性がない場所であれば、自宅に留まる在宅避難、あるいは自宅の2階に避難する垂直避難など、自らの命は自ら守る自助の方法について考えていただくことも併せて啓発をしていきます。

なお、浸水想定区域内には指定避難所を開設しないことになっていますが、逃げ遅れによる命の危険を回避するために、警戒レベル4に当たる避難指示情報の発令に合わせて、学校の上層階への垂直避難ができるよう、校舎を一時的な避難場所として使用する準備をしております。

このほか、指定避難所に関わる職員の増員や、スマートフォンによる防災行政無線放送情報の取得およびアプリケーションを使った災害情報や避難情報の取得方法を普及促進するなどの取り組みを進めます。

次に、避難所の新型コロナウイルス対策についてです。

避難所に避難者が集まることで、密閉・密集・密接の三密の状況が生じることが懸念されることから、感染予防を図りながら避難所を開設・運営する必要があります。

そのため、指定避難所以外にも市の公共施設に避難所を開設するなど可能な限り多くの避難所を開設することで密集を防止することとともに、指定避難所である学校においては、発熱した方など配慮が必要な方の避難スペースとして、教室などを活用いたします。

また、国が示す指定避難所の新型コロナウイルス対策を参考に、避難者相互に一定間隔を確保する配置、マスクや消毒液の準備など感染予防策を講じます。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

前島敏彦君。

○17番議員（前島敏彦君）

答弁にもありましたが、国は避難所、クラスターのリスクを懸念し、避難所の分散を進めているようであります。本市におきましては、前回でしたか、海野議員の関連質問の中でもありましたけど、先ほども自宅の垂直避難ということで、本市にとりましては大型スーパー等もありますし、多くのホテル・旅館等もあります。そういった中におきまして、いざというときはですね、やはりそういうところを一時的に避難できるように契約と申しましょか、何かそういうようなことの中で、当然それだけの被害が出ますと、宿泊の来客も大体来ないと思うんです。私の今までの経験からだと。そうなるやはり地元の人優先に、ぜひ分散の避難先として、こういったホテル・旅館等を含めた中で考えていただいたらよろしいかなというふうに思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

答弁を、須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

再質問にお答えをいたします。

大型スーパー、あるいはホテル・旅館等を避難所として活用することというご意見でございますけども、実は昨年、石和の石和温泉旅館協同組合と協定を結びまして、市内のホテル・旅館18施設と災害時における宿泊施設等の提携に関する協定という協定を結びました。

この具体的な内容につきましては、高齢者ですとか、障がい者ですとか、乳幼児、妊産婦、あるいは帰宅困難者といったような方を対象にということではあるんですけども、避難所として活用をという協定でございます。

今後、これらの協定の内容をさらに具体化するように、このへんは相手方とまた十分内容を

詰めていきたいというふうに考えております。

それから民間、その他の民間の施設の垂直避難所として、避難指示等が出た場合は、そういった民間施設も一時避難場所として活用できないかというのは、今、研究を進めているところではございますけれども、当面、先ほどの答弁の中でも申しましたけれども、浸水想定区域であっても、学校施設を垂直避難場所として一時開設するということを考えておりますので、それらで市民の皆さんの命、安心・安全を守っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

前島敏彦君。

○17番議員（前島敏彦君）

6月は土砂災害防止月間ということで、こういうことにも年に一度はやはりこういったことの中で、ぜひ執行側でも研究していただいて、先ほども答弁がありましたように、ありがたいことに18施設と協定ということで、内容もちよっと詰めていただければありがたいなと思います。

そういった中におきまして、避難所の場合はマスク着用は必要となるとと思いますが、体育館などは、冷房設備のないところの熱中症、関連しておりますけれども、熱中症対策はどのように考えているのか、このへんについても伺いたしたいと思います。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

再質問にお答えをいたします。

避難所が体育館等になっている場合、これから特に夏に向かって暑い季節がまいりますので、特にそういった環境面が危惧されるところなんですけれども、現実的には直ちに体育館へエアコン等を設置するという事は考えておりません。そういった災害時におきましては、こういった機材の緊急貸借に関する協定という協定を結んでいる業者がありますので、そういった業者からそういった機材、スポットクーラーみたいなものをお借りして活用するとか、あるいは体調が悪いような方は、今、教室にはエアコンが入っておりますので、そういった学校の教室を使うとか工夫をしながら、避難された方の、なるべく環境を良くしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

前島敏彦君。

○17番議員（前島敏彦君）

どうも、ご丁寧なる答弁ありがとうございました。

緊急時、いつ何時やってくるか分かりませんので、ぜひそのへんの対応策等々も研究していただいて、より市民が安心できる笛吹市になりますようお願い申し上げながら、ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を10時30分から再開いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時31分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

通告に従い、川村恵子君の質疑および質問を許可いたします。

19番、川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

公明党の川村恵子です。

ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず冒頭に、コロナウイルスに感染され亡くなられた方々に心からご冥福をお祈りするとともに、闘病中の方々に一日も早い回復をお祈り申し上げます。また、医療従事者の皆さまに改めて敬意と感謝を申し上げます。

山梨県においては、先日の報道によりますと、当初は親族や職場を介した感染例が多かったが、感染経路が分からないケースが増加していることから終息に向かっているとは言い難いがありました。今後も新しい生活様式に取り組み、私たちの暮らしに根付かせる必要があると思います。

それでは、まずはじめに、終活について伺います。

終活とは人生のエンディングに向けて、自分を見つめ直し、今をよりよく自分らしく生きるための活動を指しております。いわゆる人生の終わりのための活動のことです。しかし決して後ろ向きの意味ではありません。

主な終活としてエンディングノートや遺言書の作成、財産分与、身の回りにあるものの整理、いわゆる断捨離があります。終活を始めるには、体力・気力のあるときから始めることが望ましいとありました。

終活の一つとして、遺言書を本人が自筆で作成した場合に、法務局に保管を申請できる「預けて安心！自筆証書遺言書保管制度」が本年7月10日から開始されます。遺言は相続を巡る紛争を防止するために有効な手段です。法務局が保管するため相続人に発見されず、紛失したり、改ざんされたりといったトラブルを防ぐことができます。自身の財産を相続人に確実に託す方法として、新たな制度を市民に周知・啓発する必要があると思います、以下伺います。

（1）新たに開始される自筆証書遺言書保管制度について伺います。

アとしてこの制度の概要は。

イとして遺言書のメリットは。

ウとして相続人・受遺者等のメリットはいかがでしょうか。

②として、公正証書遺言との違いを伺います。

③として相続について市民相談の件数、また遺言書がないための親族間で支障をきたした事例があるか伺います。

④終活の1つとして、この制度を市民に対し、周知・啓発することは必要であると思いますが、本市の見解を伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

川村恵子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、自筆証書遺言書保管制度についてです。

自筆証書遺言書保管制度の概要について、遺言を残そうとする人が自筆して作成する自筆証書遺言書は、これまで自宅で保管される場合が多く、遺言書の紛失や亡失、相続人による隠とくや改ざんなどの可能性があり、たびたび相続を巡る紛争のもととなっていました。

自筆証書遺言書保管制度は、この紛争を防止するために、各地方方法務局の本局または支局を遺言書保管所として、遺言書を預ける制度です。

遺言書のメリットについては、遺言書を法務局が保管することで、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等によって改ざんされたりするなどの心配がなくなります。

相続人・受遺者等のメリットについては、遺言者の死亡後に、相続人は法務局で遺言書情報証明書を取得し、登記や各種手続きに利用することができます。

なお、一人の相続人が証明書の交付を受けると、法務局はその方以外の相続人に対しても遺言書を保管している旨を通知するので、すべての相続人に対して公平性が保たれます。

また、自筆証書遺言書は、相続人に対し、遺言の所在およびその内容を知らせるとともに、遺言書の偽造・変造を防止するために家庭裁判所の検認が必要ですが、法務局で保管する遺言書には不要となります。

次に公正証書遺言との違いについてです。

公正証書遺言の作成には、証人2人以上の立会いが必要であり、公証人が作成した遺言書に遺言者、証人および公証人がそれぞれ署名、捺印し、原本は公証役場にて保管されます。公証人が作成するため形式不備で無効となるリスクはありませんが、内容を証人に知られてしまうデメリットがあります。

一方、自筆証書遺言書保管制度は、遺言者が自筆し、本人が法務局で保管手続きを行う必要がありますが、証人は不要なため、遺言書の内容を第三者に知られることはありません。また、法務局で記載内容を確認しますので形式不備となるリスクが減らせます。さらに、遺言者の死亡後に相続人は、全国のどこの遺言書保管所でも遺言書情報証明書の交付請求をすることができます。

次に相続・遺言に係る相談件数についてです。

昨年度、社会福祉協議会が行った総合相談では、相続または遺言についての相談は32件ありましたが、相談は相談者と弁護士または司法書士だけで個別に行うため、詳しい相談内容の把握はできておりません。

次に制度の周知・啓発についてです。

弁護士や司法書士による総合相談の際と、市の広報紙およびホームページ、戸籍住民課前の通路に設置している広告・行政情報モニターなどでの周知を予定しております。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑・質問はありませんか。

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

大変、前向きな答弁をいただきありがとうございます。

再質問ではありませんけれども、今回、新型コロナウイルスの影響で外出自粛の日々が続き、今までの日常の生活が今回当たり前ではないということが、つくづく皆さん感じたと思います。今後の自分自身の皆さんの生き方、暮らし方、様々のことを考えさせられた時間でもあったと思います。

今回、日ごろからできなかった大掃除とかを断捨離をしたという家庭も多くみられました。そういった中で、3点について提案させていただきたいんですけれども、1点目は、総合相談所で32件の相談があったという中で、専門家による相談になるわけですけれども、前回、市民の方から予約したけども、なかなか予約がいっぱいだと相談できなかった、そういう声も何件か伺いました。今までは社協がやっておりましたけれども、今年度からは総合相談書業務を市直営で行うということですので、一人でも多くの方が専門的に相談できる、利用できる、見直し、改善をしていただきたいと思っております。

2点目の提案ですけれども、広報ふえふき3月号に看取りとエンディングノートということが載っておりました。これは終活ノートともいわれるんですけど、市民の方から大変参考になりましたという声を伺った中で、このエンディングノートですけれども、先進的な事例としまして、市町村ではホームページで簡単にダウンロードできるということもありますので、そういったことも検討いただきたいことと、また今後、今もやっておりますけれども、笛吹市で実施しているスコレー大学や、市民講座等で終活について学びの場を提供したらどうかという声もありました。

それから、先ほど断捨離という言葉を使わせていただきましたけど、防災の観点からも自身の身を守るということで、不要なものが家にありますと逃げることもできずに、またそのことによって自身の命を落とすということも考えられますので、ぜひ防災の観点からも断捨離は有効ではないかというふうに考えました。

以上の3つの点を提案させていただいて、1問目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問です。児童虐待の未然防止の取り組みについて伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大で休業、在宅勤務、休校や外出自粛の長期化で子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっているとして、学校や民間団体など、地域の関係機関のネットワークを生かして、虐待の早期発見・早期対応につながる対策として厚生労働省は、子どもの見守り強化アクションプランを公表しましたが、子どもだけでなく家族全体、家庭全体を見守る取り組みが必要と思われまます。

報道によりますと山梨県警が3月から4月に虐待の疑いがあるとして、児童相談所に通告した子どもは89人で、前年比に比べて12人、15.6%の増加、それから通告内容は暴言な

ど、心を傷つけた心理的虐待が67人で最も多く、身体的虐待が12名、育児放棄つまりネグレクト9人、性的虐待が1人だったと報道されておりました。

本市の現状やアクションプランへの取り組みについて、以下の点について伺います。

1点目として、本市の現在までの虐待、取り扱い件数と、この外出自粛の長期休みの間の3月、5月までの件数を伺います。

(2)として、虐待があった場合、多職種の連携や母子の保護・措置・ケアの継続をどのようにされているのか伺います。

(3)として、アクションプランの概要では、次のようになっております。

アとして、実施主体の支援対象児童・特定妊婦等の現状把握をされているのか伺います。

イとして、実施方法や国の支援について伺います。

ウとして、要保護児童対策地域協議会の役割について伺います。

④アクションプランの実施と今後の方向性、笛吹市としての対策について伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

川村恵子議員の一般質問にお答えします。

まず、本市の現状についてです。

本市では、令和2年5月31日現在、164件の児童虐待案件を取り扱っています。

そのうち、学校休業や外出自粛となった3月から5月の間に11件の児童虐待相談があり、その中には、子どもが自宅で過ごす時間が増えたことに起因する相談もありました。

次に虐待があった場合における多職種の連携や母子の保護、措置、ケア等についてです。

市では、保護や支援が必要な児童およびその保護者に関する情報の交換や支援内容を協議することを目的に、医療、警察、児童福祉、教育および行政等で構成する笛吹市要保護児童対策地域協議会を設置しています。

DVを含む虐待があった場合、協議会は児童福祉司、教員、保健師および家庭相談員など多職種が参加する個別ケース検討会議を開催し、対象児童等の保護、措置の必要性を検討するとともに、具体的なケアの内容を決定し、以降、毎月ケース会議を開催して継続的に関わっています。

次に子どもの見守り強化アクションプランの概要についてのうち実施主体、支援対象児童等の現状把握についてです。

子どもの見守り強化アクションプランは、学校等の休業や外出自粛などにより児童等の虐待リスクが高まっていることから、本年4月27日に国が定めた計画です。

このプランは、前述の協議会で把握している支援対象児童や特定妊婦の定期的な状況把握と様々な地域ネットワークを活用した見守り体制の強化を目的としています。

実施主体は、この協議会であり、支援対象児童や特定妊婦等に関わりのある機関が定期的に電話や訪問等により現状把握をしています。

実施方法、国等の支援についてです。

実施方法は、就学児童は学校が、就学前児童は保育所や幼稚園等が、特定妊婦と未就園児等は保健師が、それぞれ見守りや支援を主として担い、週1回以上の現状把握を行っています。

また、民間団体等にも地域の見守り体制への協力を積極的に求めることとし、国からはそのための活動経費等について、子育て支援訪問事業や子どもの学習・生活支援事業などの国庫補助事業を有効活用し、必要な支援を行うよう示されています。

要保護児童対策地域協議会の役割についてです。

協議会は、支援対象児童、特定妊婦等の支援に関する役割分担の決定、状況確認や支援内容等に関する進捗管理、総合調整を行います。

次にアクションプランの実施も含めた今後の方向性、対策等についてです。

今後は、民生委員児童委員や学習・生活支援を行う市内を中心とした民間団体等に広く情報を提供しながら、地域のネットワーク体制を整備するとともに、市における相談体制等を強化するため、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組みます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

答弁ありがとうございました。

先日も保健師さんに電話する機会がありまして、そのときに朝から月1回のケース会議を200件からの事案を会議をしていたんですということで、1日ばかりでケア会議をされているのを聞きまして、大変な作業だなと思いながら、そういった感想を持ちました。

その中で再質問の1点目ですけども、部長の答弁の中から、この5月31日まで164件の虐待の案件を取り扱っているという、そのうちこの3月から5月の間で、2カ月間の間に11件の児童虐待の相談があったというふうに答弁がありました。その中で、主な虐待内容とか、主な虐待者、それから被虐待児童年齢、それからこの中に特定妊婦という言葉が出ましたけれど、出産後の養育について、出産前からにおいて支援を行う、特に必要と認められる妊婦、いわゆる望まない妊娠だったり、経済的な問題を抱えたりして妊娠中から支援が必要とされるのが特定妊婦というふうに把握されておりますけれども、そういったことの本市の現状を伺います。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

赤尾福祉事務所所長。

○福祉事務所所長（赤尾好彦君）

川村恵子議員の再質問にお答えいたします。

虐待の内訳ですが、164件の内訳につきましては、いわゆる育児放棄等のネグレクトが83件、それから心理的虐待が61件、身体的虐待が18件などとなっております。

そして、学校休業や自粛となった3月から5月の2カ月間の11件の内訳ですけども、心理的虐待が7件、それからネグレクトが3件、身体的虐待が1件となります。

主な虐待者としては、父が5件、母が3件、そのほかが3件。

それから被虐待児の年齢ですけども、就学前の児童であります0歳から5歳児が7件、それから小学生にいてる6歳から11歳が4件、中高生となる12歳から17歳は0件という状況でした。

次に特定妊婦のお話なんですけど、先日、市原市のほうで児童虐待がありまして、育児放棄

ということで生後10カ月の子どもがなくなったという事件がございました。そのケースをわれわれのほうも考えまして、そこでいろいろな、どうしたらいいかということを変更して考えました。その中で、市原市のケースは養育に問題を抱える母親による虐待と、そういうふうに取り扱ったらいいのかなと思っております。そんな中で対応すれば、同じように虐待の早期発見、これはもちろんですけれども、それ以外に特定妊婦の支援と、この2つが重要なのかなと思っております。早期発見については、当然のように私どものほうでは乳幼児健診未受診対応フローというものがございまして、それに沿って児童に、いち早く状況を把握して早期発見をするということに取り組んでおります。

それから特定妊婦につきましては、市原市のケースでは、お母さんが障がいを持っていて、そして旦那さんがいたんですけれども、実質的にはシングルマザーだったというような状況で、いわゆる虐待につながるリスクがあるような特定妊婦と言われるんですけれども、それ以外に望まない妊娠であったりとか、あるいは10代で妊娠するというケースは、やっぱりその後に虐待につながるリスクが大きいものですから、笛吹市では保健師と、それから家庭相談員などが中心となって、妊娠から出産、そして育児まで継続的に関わって支援をしております。

以上、答弁いたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

いろいろな事例がありますし、その子どもさんだけではなくて、両親だったり、家族も含めて支援していくことが重要かなというふうに思いましたし、今もって市の職員の方が努力されているということを深く理解できました。

先ほど、答弁でも、再質問の2問目ですけども、千葉県の市原市の事例を通して述べられておりましたけれども、この女兒は健診とか予防接種を受けていなかったと。それにもかかわらず兄弟が保育園に通っていて、保育園の先生からその下の妹さん、女兒の様子を確かめてほしいという通報があったにもかかわらず、保健師の方も何度か訪問したけれども目視、目で確認することができなかつたって、そういう状況の中で、この市においては、2014年にも生後8カ月の男児が虐待死して、事件があつて、必ず安全確認は目視が基本とされていたけれども、その教訓が生かされずに大変悲しい結果となつたと。本当に虐待による死亡事例は年間50件を超え、1週間に1人は尊い子どもの命が落ちてきているというのが現状であります。

そういった中で、先ほどの答弁、笛吹市ではこういうふうに行っているとか、いろいろなことがありましたけれども、さらにこの教訓を生かしてという部分で、笛吹市としては虐待の対策としてどのように、さらに虐待防止の決意を伺います。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

赤尾福祉事務所所長。

○福祉事務所所長（赤尾好彦君）

先ほどの答弁にもダブるところがあるんですけども、1つは国のほうでこういったケースが多いので、しっかりと把握をなささいというようなことがありまして、昨年、私どものほうでは、乳幼児健診未受診対策フローというものをつくりました。乳幼児健診の際ですね、どうし

でも健診を受けない方がいらっしゃいます。そんなことで、その際に電話や、それから訪問など行って把握をしていくんですけど、その中でもどうしても見つからないようなケースが出てきます。そんなことから、すこやか医療ですとか、あるいは児童手当だとか、あるいは保育園の様子ですとか、いろいろなところから情報を集めまして、その人がそもそもそこにいるのかというところから含めて、早期に確認するようにしています。最低でも1カ月後には保健師が訪問できるような体制が整っておりまして、今現在、笛吹市では幸いにもまったく発見できなかったと、関われなかったという方は、把握できなかったという事例はありません。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

詳細な説明と、また絶対に起こさないという下の体制づくりをお聞きすることができました。

先ほど答弁の中で、市における相談体制を強化するために、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組みますという答弁がありました。ぜひとも今後ともSDGs、誰一人置き去りにしないという理念の下、大きくこのことが前進することを期待しまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

通告に従い、野澤今朝幸君の質疑および質問を許可いたします。

11番、野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

無党派の野澤今朝幸です。

議長の許可が出ましたので、通告に従って2つの質問をいたします。

1つは、歯周疾患検診に対する市の助成事業のあり方は公正か。もう1つは、芦川小学校の特認校制度にはスクールバスの運行が必要ではないか、この2点について以下質問させていただきます。

笛吹市では市民の健康保持の一環として、歯周疾患検診に対して全額助成し、無料で市民はこの検診を受けることができる。こういうふうになっていますけど、しかしながら、この助成事業は山梨県歯科医師会に加盟している医療機関、歯科医院に限られていると、こういう条件が付いています。

市の助成事業である歯周疾患無料検診にこのような枠をはめていることは、果たして市民にとっての市行政の公正性という点からみて問題はないか。以下5点について説明を、あるいは答弁を求めます。

まず、1点目ですけれど、歯周疾患無料検診に関して、その助成金額、助成対象者、助成申請の仕方、助成金の交付のされ方等の概要の説明をお願いいたします。

2点目は、どのような経緯のもとに、いつからこの事業が制度化されたか、この点についての説明をお願いします。

3点目ですけれど、この助成事業の昨年度の実績、具体的には件数・全助成金額等についてはどうであったか。そしてその実績を執行部はどのように評価しているか。これが3点目です。

4点目は、山梨県歯科医師会に加盟している医療機関と、していない医療機関の実数は現在どうなっているかということです。

5点目、歯周疾患検診に対して全額助成するという当事業の目的は何か。

6点目ですけれど、山梨県歯科医師会に加盟していることを助成の条件としているのは、加盟していない歯科医院で検診する市民に不利益をもたらしているものであり、市行政のあり方としては不公正ではないか、公正性を欠いていないか、以上、6点についての答弁をお願いします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えします。

まず、歯周疾患無料検診の概要についてです。

本市の歯周疾患検診の助成金額については、1人当たり5,021円です。助成対象者は令和2年度中に40歳、50歳、60歳および70歳になる市民で3,773人です。

助成申請については、特に手続きは必要ありません。

助成金の交付については、対象者全員に郵送している受診券を医療機関に提出することにより、無料で検診が受けられます。

次に制度化された経緯についてです。

歯周疾患検診は、平成7年度から老人保健法の老人保健事業として導入されました。平成12年度からは、老人保健法の節目検診として、平成20年度からは健康増進法の健康増進事業として実施されています。

本市においては、合併後、笛吹市健康診査等実施要綱に基づき40歳、50歳、60歳および70歳の市民のうち、検診希望調査により受診を希望した人が、自己負担金500円を医療機関に支払う方法で始まりました。

次に昨年度の実績についてです。

昨年度は、対象者3,801人中、671人が受診し、受診率は17.7%でした。助成金額は、333万7,231円でした。

ここ数年、受診率は横ばいですが、山梨県の暫定受診率7.3%と比較すると高い実績となっています。

次に山梨県歯科医師会への加盟状況についてです。

令和2年4月16日現在、山梨県歯科医師会に加盟している医療機関は433施設、そのうち市内で加盟しているのが26施設です。市内で加盟していない施設は5施設です。

次に全額助成する事業の目的についてです。

歯周疾患は全身の病気につながりやすいため、検診により早期に発見し、早期に治療することを目的としています。

平成18年度から平成23年度までは自己負担金1千円を徴収して実施しましたが、受診率が2.8%と低かったため、平成24年度から歯周疾患検診の普及啓発と受診率向上のため、全額助成することとしました。

次に山梨県歯科医師会への加盟を助成の条件としていることについてです。

歯周疾患検診の受診票の判定基準については、国の指針に基づき山梨県歯科医師会で作成しており、検診の精度を担保する観点から、山梨県歯科医師会に検診を委託しています。

受診しようとする人は、山梨県歯科医師会加盟医療機関一覧表の中から、医療機関を選択して検診が受けられることから、市民に不利益をもたらすものではないと考えます。

また、委託先である山梨県歯科医師会については、市内の8割以上の医療機関が加盟している組織であることから、不公正とは考えていません。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

今の説明、まったく納得できません。ある市民が加盟していない歯医者さんに行った場合、そこは受けられないということですよ。市民に対してこれは不平等ではないですか。もしその市民が、その歯医者をすごく好んで、この歯医者を信頼している、変えなくてはならない。その補助を、さっき言った、5,021円ですか。歯科医師会で、歯科医師を開業しているということは、これは国家資格ですから当然それなりの技術能力を持っているわけですから、それに対してこの歯科医師会、これは任意の加盟ですよ、歯科医師会に入らなくちゃ、歯医者さんを開けないということはないわけですから。どう考えてもおかしいと思います。市民からからとっておかしいし、歯科医師を開業している人からとっておき、加盟していなければ、それは一つの権力団体みたいな感じになりますよね。

仮に例えば、ここ職員が多いですけど、じゃあ自治労に入っていないという職員が仮にいたとします。その場合、いろいろ自治労が交渉して得たいろいろな優遇策、優遇とか待遇、そういうものを、加盟していないからあなたには適用できませんなんていうことは言えないですよ、これは。そんなに例えがこれは狂ってはいないと思いますよ。その歯科医師会に加盟しなければというのは。そしてさっき言った、もう1つは8割以上が加盟しているから、それは不平等ではないという部長の答弁ですけど、これもひどい暴論だと思いますよ。1割であろうが、5%であろうが、そういうことの、しっかり市民に対して平等でなければ、これはいけないと思いますし、歯科医師である以上、平等にそこはすべきで、再度検討できるかどうか伺います。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

野澤今朝幸議員の再質問にお答えします。

今回の歯周疾患の検診に限らず、市では妊娠期、妊婦さんから高齢者まで、あらゆる歯科系の検診につきまして、歯科医師会に協力をさせていただく中で実施しております。最新の情報ですとか、検診方法なども歯科医師会に相談をして検診を実施しているというふうな状況がございまして、歯科医師会のほうも会員の研修会を開催したり、国の指針や統計の改正に伴いまして様式の変更を行うなど、歯科医師会に入っている先生方、どの歯科医師の方たちにも見解の差が生じないようにということで、市民に対して検診の質の担保をしているというところが一番大きな理由となっております。

歯周疾患に限らず、今申し上げましたように、あらゆる検診で、歯の検診以外にも、通常の健康診査等につきましても、検診につきましては指定機関、医療機関を指定をして実施をさせていただいております。あくまでも検診のみというふうなところですので、もしこの検診によりまして治療の必要性が出た場合につきましては、ご本人の主治医となっている歯科医師のほうで治療をしていただくというふうなところで、現在は考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

今言ったように、8020運動ですか、80歳で20本の自前の歯、そしてかかりつけ医というようなことを考えますと、今、部長が言ったように、やっぱりそこで最初、検診をしたところで、またその継続もあるわけです、普通は。そういうことを考えれば、ぜひこれは、本当公正性というところから非常に問題があります。いろいろ部長は過去の、歯科医師会との関係等についても触れましたけれど、これは歯医者ということで、すでに資格を得ているわけですから、その情報が何とかかんとかという以前の問題だと思っておりますので、ぜひこれは再度検討していただきたいと思っております。

続いて、2番目の芦川小学校の特認校制度にはスクールバスの運行が必要ではないかということですが。

学区という枠をはずして、市内のどこからでも通学できる特認校に指定された芦川小学校は、昨年の4月の新学期から特認校としてスタートしました。

山下市長の深い配慮によって制度化された芦川小学校の特認校制度に対して、児童・保護者をはじめ多くの町民が新しい芦川小学校のあり方として大きな期待を寄せているところです。

この制度のもとに芦川小学校に通学している児童は現在2人であります。昨年4月から、今年の4月ですが5年生になった児童が1人、今年4月から1年生として入学した児童が1人です。

このような実状を見るにつけ、児童・保護者をはじめ多くの町民がもう少し多くの児童が芦川小学校に通学してくれないものかといういろいろ思案しているところです。その点に関わり以下、4点質問いたします。

まず1点目ですけれど、この特認校制度を利用して通学している児童は2人であるが、教育

委員会としてはそれをどのように評価しているか。

2点目は、多くの芦川町民が、もう少し多くの児童が通学してくることを期待しているが教育委員会としてはどう考えているか。

3点目です。この特認校制度を利用したいと思っている潜在的需要はかなりあると考えていますが、それが現実化しない大きな障害となっているのは、前にも私が質問しましたけれど、「芦川小学校までの送り迎えは保護者の責任で行う」という点にあると思いますけれど、この点の認識はどうなのか。

4点目ですけれど、甲府市の千代田小学校や南アルプス市の芦安小中学校が実施しているように、それぞれ違いますけれど、笛吹市でもスクールバス等の運行によって通学の便宜を図る必要があるのではないかと、このように考えていますけれど、これに対する答弁をお願いします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えします。

まず、特認校制度利用児童が2人であることの評価についてです。

現在、小規模特認校就学児童は3人で、そのうち1人は就学すべき学校の変更により、以前から芦川小学校に通学していた児童です。

単に児童を増やすのではなく、芦川小の特色ある教育を理解し希望する者を若干名募集しています。

特認校を希望した子どもたちは、芦川小で自然や文化に触れ個性豊かに生き生きと学んでいます。また、地域住民と触れ合いながら楽しい学校生活を送っています。このことから、成果が出ていると評価しています。

次に、多くの芦川町民の期待についてです。

自然や少人数等を生かした芦川小の特色ある教育の発信や特認校制度の周知とともに、芦川の風土を理解していただき学校の特色を損なわないよう、特認校制度を推進していくことが必要だと考えます。

次に保護者の責任による学校までの送迎についてです。

保護者は、芦川小の少人数教育できめ細かな指導と恵まれた自然環境を希望する反面、居住する地域の子どもたちと学ばせたい希望も持っています。様々な条件を総合的に勘案して、特認校に就学することを選択していますので、条件の1つである送り迎えが、必ずしも大きな障害になっているとは考えていません。

次にスクールバスの運行についてです。

本市では、各小中学校に通学区域を設けており、それにより、就学予定者の就学すべき学校を指定しています。特別な事情で、区域外就学や指定校変更により、指定された学区以外の学校に就学を希望する場合は、保護者による送り迎えを要件の1つとして教育委員会で入学・転入学を承諾しています。

小規模特認校につきましても、通学方法については、保護者の責任と負担において、児童を通学させることと定めています。

小規模特認校を希望する保護者には、このことをご理解いただいた上で、教育委員会で承諾

していますので、スクールバスの運行については考えていません。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

昨日の荻野議員の質問に対して、山下市長は少子高齢化、これは非常に大きな課題であるというふうに述べておられます。芦川にとって、特にこの少子高齢化は悪い意味で最先端といていいのか、そういう状況にあります。

学校の存続というのは、この少子高齢化に対して、大きな歯止めをかけている、これはこれまでの事実、また芦川に移り住んでいる子どもを持つ、小学校に通わせている親でも、この芦川小学校があるから移住してきたという意見もあります。

何よりも、これがさっき親の責任でと言いますけれど、学校というのは集団教育の場でもありますので、そういうことから考えてみて、やはり今7名ですね、4名町内に在住して、3名が外から通学しているという。なぜスクールバスというものを出せないかという、ハートフルタウン笛吹ということを考えても、そのくらいの便宜は図ってもいいのではないかと。くどいようですけど、南アルプス市は市内循環のバスを利用できるようにしているし、千代田小学校はたしか北公民館かどこかに集まって、そこから千代田小学校までの送り迎えをするというような形です。そのくらいの、もし芦川というのが、これは教育問題ですけど、大きな過疎化、そういうものに考えた場合に、1人でも多く小学校に児童が来て、そして移住定住してくる人たちにとっても小規模は小規模でも、やはりある程度の集団教育が可能だという、そういう条件を整える必要があるかと思えますけれど、できたら望月教育長には、集団教育の点から見て、芦川小学校のこの、スクールバスではないというようなことも先ほど答弁がありましたけれど、お願いしたいことと、できたらスクールバスが障害になっていないということを部長は、ないとは言えない、ただ、スクールバスがあればどれだけ行くかという、そのアンケートくらいは取っていただきたいと思えます。実態を知るために。この2点について、お願いします。

○議長（中村正彦君）

答弁を、望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

野澤今朝幸議員の再質問にお答えをいたします。

芦川小学校は少人数の良さを生かしながら、きめ細やかな指導と、地域学習を意欲的に進めるなど、まさに地域とともに特色ある教育活動を実践しております。

今、課題となります集団活動に関しましては、全校での異年齢活動等を積極的に仕組むなどの工夫を行っております。

また、地域の方々との交流、さらには外国人との交流も実施したことがあるというふうに聞き及んでおりますけれども、そういった様々な行事の実施により、集団と他者、そういったものに関わる力の育成にも尽力をしているところです。

特認校導入の過程におきまして、地域の皆さん方の意見としまして、小学生の人数が増えることに歓迎をするけれども、現在の校風が保たれること、子ども同士、また教師と子どもの信

頼関係が保たれることを望む、そういった意見も出されております。

このような観点からしますと、現状におきましては地域の子どもと地域外からの子どもが信頼関係を築きながら、特色ある教育活動が進められていると、こんなふうと考えているところ
です。

来年度は、地元の児童の入学が見込まれまして、児童数が若干ではありますけれども、増えることも予想されます。引き続き、就学時健診の場を利用しながら、小規模特認校制度の活用、あるいは芦川小学校の教育活動について、説明・周知に努めてまいりたいと、こんなふう
に考えるところです。

それから、スクールバスの運行につきましては、就学予定者の就学すべき学校につきましては、教育委員会のほうで指定しているところですが、先ほど部長より答弁をさせていただいたとおり、小規模特認校への通学は指定区域外の学校への通学であるというふうなことから、また指定区域外通学の児童と同様に、保護者の責任の下で送り迎えをしていただいております。

送り迎えをしていただく中で、地域へのご理解、また地域の方々との触れ合い、こういったことも図れるのではないかと
いうふうにも考えますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

時間が若干ありますので、7名という人数は、芦川の特徴はたしかに少人数の学校ですが、あまりにも少ないため、せつかく山下市政の下に特認校制度という素晴らしい制度を導入してくれたわけですから、いま少し児童が増えて、そして子どもたちも集団教育、集団性の能力を付けていく、そういう成績はかなり良いそうですけれど、やっぱり集団の教育というのも、教育課程、小学校、特に児童教育の課程では必要かと思っておりますので、ぜひ今後も検討していただきたい。

スクールバスと言いましても、路線バスを利用するという手も十分あるので、そういう点からも考えていただきたい。そんなことも、もちろん個人負担ももちろん考える中で、そういうこともあろうかと思っております。

ぜひ、先ほど言いましたように、通学、親の責任でというのは分かっています。そういう最初決めて、ただ親の責任ということが、この制度にどれだけ障害になっているかということもアンケート等を取って、また実態を知っていただきたい。そういうふう
に努力していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（中村正彦君）

以上で、野澤今朝幸君の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を45分いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時47分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

通告に従い、神澤敏美君の質疑および質問を許可いたします。

5番、神澤敏美君。

○5番議員（神澤敏美君）

議長のお許しをいただきましたので、私は1点、地域の生活基盤整備についてお伺いいたします。

笛新会の中村です。よろしくお願いいたします。

このたびの全世界に蔓延している新型コロナウイルス感染症で亡くられた方、また入院している方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。新型コロナウイルス感染症の患者の治療に従事している医師および医療機関関係者に心から敬意を表し申し上げます。

日本で初めて新型コロナウイルス陽性者が確認されたのは1月16日です。それから5カ月が過ぎました。東京都では6月1日にウィズコロナ宣言を発信し、これからは新型コロナウイルス感染症と共存していかなければならないとしています。また、専門家におかれましては治療薬やワクチンが開発されるまで、1年半はかかるとしています。世界の経済はもとより日本の経済は、これからの日本を担う子どもたちの教育環境に甚大な被害をもたらしております。一日も早い終息を願い、私は各地区行政長官からの地域生活基盤整備にかかる要望書の進捗状況をお伺いいたします。

1点目、平等川箕形橋上流左岸の道路改修について。

平等川河川改修は、現笛吹市長のご尽力により足掛け20年となります。石和区間から事業が開始され、残り2区間、5年で徳条大橋まで完成の計画です。箕形橋上流の左岸市道が未完成のまま区間事業が終了し、夜間は危険な状態となっています。県の対応は特別な箇所のため、市で対応してくださいとの回答でありました。市当局の計画をお伺いいたします。

2点目、平等川徳条大橋上流、下岩下合流地点までの継続改修についてお伺いします。

地元では長年の懸案事項となっていました。今年の台風ではもう1時間、あの豪雨が続きばと思えばと背筋がぞっといたします。耕作地も山肌も荒れ、一雨降ればたちまち濁流となり、平等川を襲います。万が一決壊すると熊野堂地区、徳条地区は大災害となり、雨量によっては石和温泉駅まで水が達する恐れがあります。

備えあれば憂いなし、継続事業として、市としての力強い後押しをお願いいたしたく、お伺いいたします。

3点目、各地域要望案件の実施について。

これまで各行政区長は毎年10月末までに、行政に地域住民の要望書を提出し、当局の審査を受け事業の執行となりましたが、地域では2年で区長は交代し再度要望書の提出となります。地区によっては継続的に要望書の提出ができずに事業に結び付かない地域もありますが、通学路の改善、河川の改修は住民の生命です。

そこで令和元年度の地区要望の件数、実施件数、実施しなかった要望について、翌年以降継続して要望書が上がってこない場合、その必要性の検証を当局は行っているのか、お伺いします。

以上、3点お伺いします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

神澤敏美議員の一般質問にお答えします。

まず、平等川笈形橋上流左岸の道路改修についてです。

当該箇所は河川改修が終了し、関連する市道の付け替えなども終わっています。このため、市道として道路管理者である笛吹市が改修することになります。

しかし、この場所は河川区域でもあることから、河川管理者である山梨県との協議が整い次第、改修を行いたいと考えております。

次に平等川徳条大橋上流、下岩下合流地点までの継続改修についてです。

今年の台風19号の豪雨による出水時に、河川改修の必要性を実感したという、地元の皆さまの声が多数寄せられたところではあります。

現在、国の認可を受け改修を行っている徳条大橋までの区間は、令和6年度をめどに改修を終える計画と伺っておりますので、地元の皆さまのご協力をいただきながら、順次上流の改修が行われるよう、管理者であります山梨県に要望してまいります。

次に地区要望の実施状況についてです。

これまで、要望に対する回答が年度をまたいでいたことから、行政区による要望を出した区長と回答を受けた区長が異なるといった課題がありましたが、今年度から要望の時期を5月末、回答の時期を当該年度の3月に見直し、当該年度中にお答えするよう改善を図ったところではあります。

令和元年度の要望件数につきましては、381件が提出され、そのうち実施または実施予定の件数は117件です。

地区要望については、現地を確認し、改修の必要性や緊急性の検証を十分に行った上で行政区に回答しています。

翌年度以降に要望がない場合、再度の検証は行っておりませんので、行政区において必要な場合は、継続して要望を提出するようお願いしています。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

神澤敏美君。

○5番議員（神澤敏美君）

ありがとうございました。本年度より5月まで地区要望を受け付ける行政指導になり、細かな道路のくぼみ、ひび割れ等、即日修繕改修が行われ、地域の住民は大いに評価しております。

3番目の、各地域要望案件の実施について再質問いたします。

このコロナウイルス感染症で、4月の市内河川清掃が実施ができなく、各行政区では河川の清掃、通学路の草刈り等、事業がストップしました。また行政区によっては、要望書提出が途中で切れたため、6年かかっている通学路もあります。雨が降れば児童の通学に支障をきたします。優先順位を上げ、即急な対応が必要かと考えますが伺います。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

神澤敏美議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたけども、今年度より地区要望につきましては5月の申請となっております。このことによりまして、回答が当該の区長さんに回答できるということと合わせまして、昨年度の区長さんとの連携もかなりできるようになったと考えております。このため、昨年度の区長さんと連携を図る中で、必要な要望につきましては、連携を図る中で継続して申請をお願いしたいと考えております。

また、通学路等のその事案につきましては、申請の際に詳細なことも書いていただく中で、必要性や緊急性の検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

神澤敏美君。

○5番議員（神澤敏美君）

丁寧な答弁ありがとうございます。

どうかこれからも少子高齢化社会に沿った住民の生活基盤整備を心からお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、神澤敏美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで、総務部長から前島敏彦議員の再質問の答弁に対して、訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

先ほどの前島敏彦議員の一般質問の再質問、ホテル・旅館を避難所として活用できないかというご質問に対する私の答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

先ほどの答弁で、石和温泉旅館協同組合と災害時の宿泊に関する協定を結んだというお話をさせていただきましたが、その対象施設、私、18施設とお答えをいたしました。正確には35施設の誤りでございます。お詫びをして訂正を申し上げます。

○議長（中村正彦君）

それでは、ただいま議題となっております議案第61号から議案第79号までの19案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月24日から6月30日までは議案調査のため、休会としたいと思います。

これご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日6月24日から6月30日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は7月1日、午後3時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後12時00分

令和 2 年

笛吹市議会第 2 回定例会

7 月 1 日

令和2年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第4号)

令和2年7月1日
午後 3時00分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第61号 | 笛吹市職員定数条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第62号 | 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第63号 | 笛吹市税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第64号 | 笛吹市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第65号 | 笛吹市学童保育室条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第66号 | 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第67号 | 笛吹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第68号 | 令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 9 | 議案第69号 | 令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第10 | 議案第70号 | 令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第11 | 議案第71号 | 令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第12 | 議案第72号 | 令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第13 | 議案第73号 | 令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第14 | 議案第74号 | 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第15 | 議案第75号 | 契約の締結について(笛吹みんなの広場整備工事(債務)) |
| 日程第16 | 議案第76号 | 動産の取得について(御坂スクールバス購入) |
| 日程第17 | 議案第77号 | 動産の取得について(災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車等購入) |
| 日程第18 | 議案第78号 | 市道廃止について |
| 日程第19 | 議案第79号 | 市道認定について |
| 日程第20 | 請願第2号 | 教職員定数改善、少人学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書 |
| 日程第21 | 議案第80号 | 令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)について |

日程第22 同意第4号 農業委員会委員の任命について

日程第23 発議第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担
制度拡充を図るための意見書の提出について

日程第24 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	須田徹
総合政策部長	深澤和仁	会計管理者	石原和加子
市民環境部長	雨宮昭夫	保健福祉部長	飯島尚美
福祉事務所長	赤尾好彦	産業観光部長	小宮山和人
建設部長	標博司	公営企業部長	西海好治
教育部長	宇佐美正博	総務課長	雨宮和博
政策課長	水谷和彦	財政課長	返田典雄
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	横山祥子
農業委員会会長	赤岡勝廣		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田中親吾
議会書記	霜村直人
議会書記	横山慶

○議長（中村正彦君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は、個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第1 議案第61号から日程第19 議案第79号までを一括議題とします。

本案については今定例会初日、6月12日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、岩沢正敏君。

○総務常任委員会委員長（岩沢正敏君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る6月23日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月24日、25日の2日間の日程により、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第61号 「笛吹市職員定数条例の一部改正について」

総務部総務課の審査において、消防職に属する職員の増員計画について質問があり、職員の今後の退職予定や年齢構成等を勘案し、令和3年度から5年間かけて、段階的に9名を増員する計画であり、国・消防庁の指針では笛吹市では111名が適正人員であるとの説明がありました。

議案第63号 「笛吹市税条例の一部改正について」

総務部税務課の審査において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について、市内の事業者等対象者に対して十分に周知を行い、制度が有効に活用されるよう努めていただきたいとの意見が出されました。

議案第68号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」

総務部収税課の審査において、新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税の還付金1億円の追加補正に関連し、法人市民税の前年度決算見込み額について質問があり、現年課税分は約5億1,300万円であるとの説明がありました。

総合政策部務部企画課の審査において、ふるさと納税の現状についての質問があり、現時点で約3億5千万円のふるさと納税があり、昨年1年間の納税額、約2億4千万に比べ、すでに1億円以上多く、ふるさと納税をいただいているとの説明がありました。

また、ふるさと納税ポータルサイトにおいて笛吹市返礼品シャインマスカットが総合ランキング1位になった経緯の説明を求めたところ、今年度はJA等に協力をいただき、シャインマスカット不足の解消と、お得感がある返礼品を用意する取り組みを行っており、好調に寄附が集まっているとの説明がありました。

返礼品としての桃の取り扱いについての質問があり、併せて返礼品の内訳についても質問がありました。現在、桃について、ぶどうに比べて引き合いが弱いと、今年度新たに作成したパンフレットには、シャインマスカットとともに桃も表紙に掲載し、日本一の桃の郷をPRしているとの説明がありました。また、返礼品の内訳については、6月24日現在、2万9,230件から申請があり、シャインマスカットは2万7,800件、桃は575件になるとの説明がありました。

市民環境部戸籍住民課の審査において、個人番号カード交付費補助金についての質問があり、実績に応じて国から市へ補助金が交付され、市から地方公共団体情報システム機構へ事務委任として交付金を支出しているとの説明がありました。

議案第77号 「動産の取得について（災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車等の購入）について」

総務部管財課の審査において、災害対応特殊救急自動車および高規格救急自動車購入について、仕様が異なる場合や国・県の補助を伴うものについては、入札を分けたほうが良いのではないかとの意見があり、入札を合わせてすることで費用の縮減につながるメリットもあるので、今後、入札案件の内容によって検討をしたいとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

なお、令和元年請願第3号 「リニア中央新幹線の騒音の低減に関する請願」については、継続審査となりました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第61号 笛吹市職員定数条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第63号 笛吹市税条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第64号 笛吹市都市計画税条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第68号 令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第75号 契約の締結（笛吹みんなの広場整備工事（債務））について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第76号 動産の取得（御坂スクールバス購入）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第77号 動産の取得（災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車等購入）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中村正彦君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第68号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」につきましては各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第61号、議案第63号および議案第64号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は可決であります。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第61号、議案第63号および議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第75号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議案第75号 「契約の締結（笛吹みんなの広場整備工事（債務））について」反対討論を行います。

本件は落札額8億200万円、落札率99.85%で飯塚工業・矢崎興業共同企業体が落札した笛吹みんなの広場整備工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

私は、この契約以前に、13億を超える大きな事業ですが、この事業自体に、進め方について問題があるという立場から反対討論を行います。

本事業について、私たちは1つの意見を言い続けてきました。それは石和温泉街には際立った観光資源がない。また、宿泊客がまちを散策して楽しめるような場もない。そうした中で、近津用水、それから温泉街に接する当該用地は石和温泉街に魅力を与える貴重な場であり、石和温泉街の新たな発展のカギを握る場であると考えてきたところであります。

ところで、この事業、当初の屋根掛けを1千平米から1,500平米に変更いたしました。この変更の必要性について、何度、問い合わせても、まともな説明は返ってきませんでした。しいて言えば、大きいことは良いことで、いろいろできる。いろんな使い方ができるだろうというものであります。その一方、ステージも音響設備もない、イベントのたびにステージを組んで音響、照明などを持ち込んでもらうんだというわけでございます。

当該地には、できたら連日、少なくとも金曜日から日曜日にかけて賑わいがほしい、市内には高いレベルの太鼓集団や軽音楽集団もございます。常設のステージ、最小限の音響・照明施設がほしいと思います。

笛吹の桃・ぶどうをはじめとする果実や農産物は、全国トップクラスであります。山梨県は宝飾やアクセサリやワイン産業も盛んでございます。宿泊客が石和のまちを楽しみ、音を楽しみ、特産物の買い物を楽しむ、そのためには計画段階から観光関係者、文化団体、農業生産者や事業者の参加協力が必要であって、今もってみんなの広場を誰が使って盛り上げていくのか、全体の見通しがございません。

箱ものを造って、たぶんいろいろな使い方がされるだろう、それでは困ります。みんなの広場を石和宿泊街の新たな発展を確実に進める拠点となるよう、対策を取ることを求めて、これを私の意見として反対討論といたします。

○議長（中村正彦君）

次に、賛成討論を許します。

6番、古屋始芳君。

○6番議員（古屋始芳君）

議長のお許しをいただきましたので、賛成討論を行います。

議案第75号「契約の締結について（笛吹みんなの広場整備工事（債務）」について、原案に賛成の立場から討論を行います。

笛吹みんなの広場整備事業は、「様々なイベントが開催できる緑豊かな公園」として、市民の皆さまに期待されながら、令和元年、昨年9月3日に入札が執行されました。資材価格の高騰などにより落札されず、設計の見直しを経て、今年5月19日の入札において落札者が決定しました。

やっと仮契約に漕ぎ着けたところでございますが、笛吹みんなの広場の完成を待ちわびる市民の一人として、完成に向けてまた一步前進したことに、非常に喜びに堪えません。

笛吹みんなの広場は、整備方針の作成段階において、市民ワークショップや市民のアンケートの調査を行い、その結果を取りまとめ、整備方針としたと承知しております。方針を決定する前に、広く市民の意見を求めたことは、大いに評価するところであります。

その後、イベント広場の機能を拡充し、今日示されている笛吹みんなの広場となり、石和温泉駅からも近いという好立地と相まって、市内外からの多くの人々が集う場所として期待され

ております。

笛吹みんなの広場は、新型コロナウイルス感染拡大を食い止めるための様々な自粛により、大きな痛手を受けている本市の産業が、アフターコロナにおいてV字回復を遂げるための拠点となる大きな可能性を持っていると思います。

笛吹みんなの広場の一日も早い完成を願い、私の賛成討論といたします。

○議長（中村正彦君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第75号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号および議案第77号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は可決であります。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第76号および議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る6月23日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月24日、25日の2日間の日程により、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第68号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」では、保健福祉部の福祉総務課の審査では、社会福祉法人監理事業の社会福祉法人指導監査指導員について、業務内容、その人数と、どんな方をお願いしているのかとの問いに対し、市内の認可している17カ所の社会福祉法人に対して、2年に1回の指導監査および認可内容の変更に伴う審査お

よび許可などを行っている。人数は1名であり、会計の監査などの知識が必要なことから、職員OBにお願いしており、事務量を鑑みて、週2日のフルタイムでお願いしているとの回答がありました。

市民環境部の環境推進課の審査において土木費、都市計画費の都市計画総務費、地域振興施設事業について、地域振興施設調査業務の環境影響評価について、説明を求めたところ、令和5年まで、組合との協定の中でごみ処理施設の周辺の環境について、オオタカの生息や煙などの汚染の関係などの調査を行うものであるとの回答がありました。また、オオタカの生息についての問いに対して、一昨年は、巢の確認が出来たが、昨年度については、巢は確認できなかったとの回答がありました。

教育委員会の学校教育課の審査では、教育費の教育総務費、義務教育費、小中学校ICT環境維持整備事業の児童生徒用端末整備事業について、タブレット端末整備についての財源内訳について説明を求めたところ、端末整備に係る国の補助については、笛吹市全児童生徒の端末3分の2に対して、上限1台当たり4万5千円の補助である、またシステム設定やタブレットケースなどは補助の対象外であるとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

なお、令和2年請願第1号「高すぎる国民健康保険税の引き下げを求める請願」については、継続審査となりました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第65号 笛吹市学童保育室条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第66号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第67号 笛吹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第68号 令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第69号 令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第70号 令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第71号 令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第72号 令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第1号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中村正彦君）

以上で教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第68号につきましては、先ほど申し上げたと

おり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第65号から議案第67号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は可決であります。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第67号までは原案のとおり可決されました。

議案第69号から議案第72号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本4案についての委員長報告は可決であります。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第72号までは原案のとおり可決されました。

続いて建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、前島敏彦君。

○建設経済常任委員長(前島敏彦君)

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、6月24日および25日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第68号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)について」

産業観光部農林振興課の審査では、担い手対策事業費、新規就農者支援事業、新規就農農業後継者支援補助金および新規就農者支援補助金の追加補正の審査にあたり、今回の予算措置で今年度の新規就農後継者および新規就農者の累計人数を尋ねたところ、新規就農農業後継者は5名分追加し19名、新規就農者は7名分追加し16名となるとの回答がありました。

さらに新規就農者への支援体制について尋ねたところ、新規就農者のアフターケアについては、農業塾の方から声をかけるようにしており、着実に農業後継者となるよう、農林振興課と情報を共有しながら行っている。

また、農業塾では、これから農業に関する資産を第三者も含めて、後継者の方に引き継ぎ、農業を継承していくための事業も行っているとの回答がありました。

委員からは、非常に良い事業であると思うので今後も宣伝をしながら推進していただきたいとの意見がありました。

建設部管理総務課の審査では、市営住宅維持管理費、石和中川小石原団地7号棟解体工事費の追加補正の審査に当たり、解体後は何棟となるのか、また、解体により空いたスペースの活用について尋ねたところ、現在2棟あり、解体後は1棟となる。また、現状空いている土地は隣接する石和東こども園に駐車場として賃貸借しているが、今後の活用については、保健福祉部を通じて協議しているとの回答がありました。

なお、6月24日には、議案第78号、第79号の「市道廃止・認定について」に伴う現地調査を行いました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第62号 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第68号 令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第73号 令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第74号 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第78号 市道廃止について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第79号 市道認定について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中村正彦君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第68号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第62号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第73号および議案第74号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は可決であります。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第73号および議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第78号および議案第79号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は可決であります。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第78号および議案第79号は原案のとおり可決されました。

以上で各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第68号「令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、すべて可決であります。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（中村正彦君）

次に日程第20 請願第2号を議題といたします。

本件については、審査を教育厚生常任委員会に付託しておりました。

審査の結果について、委員長から報告を求めます。

教育厚生常任委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

本委員会に付託された請願は次のとおり決定したので、会議規則第133条第1項の規定により報告します。

令和2年請願第2号

令和2年6月12日付託

「教職員定数改善、少人学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書」については、採決の結果、採択5名、不採択0名となり、採択すべきものと決定。

以上でございます。

○議長（中村正彦君）

以上で教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

請願第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

のちほど、日程を追加し意見書の提出について議題といたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を4時といたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 4時00分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1案および同意案件1件が提出されました。また、会議規則第133条第1項および第2項の規定に基づき議員より発議1件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長 (中村正彦君)

これより日程第21 議案第80号および日程第22 同意第4号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長 (山下政樹君)

今回、追加提案します議案2件について、概略をご説明申し上げます。

はじめに、議案第80号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ8,454万円を追加し、歳入歳出予算総額を410億1,179万円とするものです。

これは、国の補正予算第2号に計上された、ひとり親世帯臨時特別給付金について、市町村が実施主体とされていることから、本市においても、一日も早く給付金を支給する必要があるため関係経費を追加するものです。

続きまして、同意第4号 「農業委員会委員の任命について」です。

本年8月31日をもって農業委員会委員の任期が満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものです。

任命者については、森道雄氏、増田敦氏、後藤佳一氏、石川仁氏、大澤武氏、田中安彦氏、弦間義幸氏、原田由文氏、雨宮保夫氏、松坂豊彦氏、水口治氏、丹澤道雄氏、志茂和人氏、遠山善明氏、飯田弥富氏、田中英広氏、三枝啓一氏、田中育也氏、芝垣玲子氏の19名です。

任期は令和2年9月1日から3年間です。

なお、経歴等につきましては、6月5日に開催されました全員協議会において、資料を配布し、説明させていただいておりますので、省略いたします。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 (中村正彦君)

市長の説明が終わりました。

これより議案第80号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第80号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより議案第80号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより議案第80号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に同意第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第4号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより同意第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより同意第4号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長(中村正彦君)

日程第23 発議第3号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

神澤敏美君。

○5番議員(神澤敏美君)

発議第3号

令和2年7月1日 提出

笛吹市議会議長 中村正彦殿

提出者

笛吹市議会議員 神澤敏美

賛同者

笛吹市議会議員 岩沢正敏

〃 前島敏彦

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

計画的な教職員定数改善を推進し、少人数学級の推進を図り教育の機会均等や水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国による教育予算の拡充とゆたかな教育環境を整備する必要があるため、本意見書を提出するものである。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中村正彦君）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件については、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第3号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、発議第3号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

○議長（中村正彦君）

日程第24 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありましたのでこれを許可いたします。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和2年笛吹市議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、6月12日から本日まで20日間の日程で開催されました。議員各位におかれましては、慎重な審議に努めていただき、感謝を申し上げます。

また、本会議および各委員会において、市政の各分野について、様々なご質問をいただきましたが、現状の課題としてしっかり認識をし、市政発展のため、活かしていく所存ですので一層のご協力をお願いいたします。

さて、昨年度から整備を進め、長い間ご不便をお掛けいたしました、市役所本館の立体駐車場が昨日、竣工しました。

立体駐車場を含めた駐車スペースは、これまでより25台分増設し、74台分を確保しました。今後は、市役所を訪れる皆さまの利便性が向上するものと思います。

7月6日に春日居学童児童ひろばが竣工となります。児童ひろばの完成により春日居地域における学童保育利用希望者全員の受け入れが可能となり、子どもたちの安全な居場所を確保するとともに保護者の皆さまが安心して働くことができる環境を整えることができました。今後、春日居学童児童ひろばが子どもたちにとって大いに学び、遊び、成長する場になっていくよう、運営をしていきます。

昨年、笛吹高校内で開催した笛吹高校企業説明会は、19人が参加企業に就職するきっかけとなるなど、参加企業および笛吹高校から好評をいただきました。

今年は、7月7日に新型コロナウイルス感染防止対策を図りながら、企業30社に参加いただき企業説明会を開催します。企業は地元の優秀な人材を採用でき、高校生はより多くの企業や職業に関する理解を深めることができるなど、両者にとって大変有意義な取り組みとなっています。

桃の出荷がいよいよ始まりました。今年は、降雹被害もなく、日照時間も十分確保され、食味の良い桃が出荷されていると伺っています。

また、昨年、大発生したモモせん孔細菌病については、JAからの報告によると、早生種については、昨年度と比べ発生状況が少なめに感じるとのことで、農家の皆さまの必死の防除作業が功を奏しているものと考えています。今後も「日本一の桃の産地」を守り抜くため、地域一丸となって防除対策を進めていきます。

明日、明後日は、市議会議長、建設経済常任委員長、JAふえふき組合長などとともに、大阪本場市場等において、トップセールスを行います。デパート、スーパー等での集客による販売促進イベントは、新型コロナウイルス感染防止のため実施できませんが、市場関係者へ笛吹市の安全で美味しい果物をしっかりPRしていきます。

旅行需要の喚起のため打ち出した「ふえふき宿泊お得キャンペーン」については、緊急事態宣言により開始を延期していましたが、6月16日から受付を開始し、連日多くのお問い合わせをいただく中で、6月30日現在、6,459件の宿泊予約がありました。これから迎える夏休みやフルーツ狩りの観光シーズンに向け、JR東日本等のご協力をいただき、誘客活動をさらに進めていきます。

また、市内の飲食店等を応援するため、5月22日から実施している飲食店支援クーポンは、6月30日現在、笛吹市内で253件の申請がありました。納涼会の時期となりましたので、さらなる利用促進を図っていきます。

例年、笛吹川の夏の風物詩として大勢の皆さまに楽しんでいただいている石和温泉花火大会および笛吹川石和鵜飼については、新型コロナウイルス感染防止のため、残念ではありますが中止としました。

笛吹川石和鵜飼については、宿泊施設を利用された皆さまが、鵜匠の練習風景をホテルや旅館のロビー等でご覧いただけるよう、ライブ配信などの検討をしております。

結びに、梅雨本番を迎え、体調を崩しやすい時期となりました。議員各位ならびに市民の皆さまにおかれましては、熱中症など健康に十分にご留意いただき、引き続き、本市の発展のため、ご活躍されますことを祈念し、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上をもちまして、令和2年笛吹市議会第2回定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 4時17分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田 中 親 吾
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶